

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1－4	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 4 調査・研究及び講習・指導		
業務に関する政策・施策	食料・農業・農村基本計画、家畜改良増殖目標、鶏の改良増殖目標、酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針	当該事業実施に係る根拠	独立行政法人家畜改良センター法第11条第1項第5号
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：

(注) ②主要なインプット情報のうち財務情報は、第1-4の事務及び事業にかかる情報を、人員に関する情報は、法人全体の情報を記載しています。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価						
	中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
4 調査・研究及び講習・指導	<p>国産畜産物の輸出促進を図るため、食肉の食味に関する客観的評価手法の開発など行政課題の解決や、有用形質関連遺伝子等を活用したセンター自らが取り組む家畜改良や飼養管理の効率的な推進に向け、畜産技術の調査・研究に取り組むことが重要である。</p> <p>これまでセンターでは、81か国の外国人について黒毛和種の牛肉に対する嗜好性調査を行うとともに、牛肉の食味や豚の産肉能力・繁殖能力に関する有用形質に係る遺伝子解析や、生産現場において利用可能な豚の受精卵移植技術の開発等に、高い成果が得られているところである。</p> <p>今後とも家畜改良増殖目標等の達成に向け、有用形質に係る遺伝子等の解析や食肉の食味に関する客観的評価手法の開発、豚熱等の侵入リスク低減にも資する豚の受精卵移植技術の改善等に取り組むとともに、これらセンターが取り組む調査・研究の成果等のマネジメントの強化に取り組む。また、講習・指導については、調査・研究の成果をはじめ、センターが持つ技術を普及するため、国、都道府県、関係団体及び農業従事者を対象とした飼養管理や飼料生産に関する技術研修会等の開催に取り組む。</p>	<p>4 調査・研究及び講習・指導</p> <p>育種改良に資する有用形質に係る遺伝子解析や食肉の食味に関する客観的評価手法の開発、豚の受精卵移植技術の改善等に取り組むとともに、これらの調査・研究の成果をはじめ、センターが持つ技術を普及させるため、次の取組を行う。</p>	<p><評価指標></p> <p>小項目の評定</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>(1) 有用形質関連遺伝子等の解析 S : 5点</p> <p>(2) 食肉の食味に関する客観的評価手法の開発 S : 5点</p> <p>(3) 豚の受精卵移植技術の改善 A : 4点</p> <p>(4) 知財マネジメントの強化 B : 3点</p> <p>(5) 講習・指導 A : 4点</p>	<p><評定と根拠></p> <p>「A」</p> <p>平均点 : 4.2 ≈ 4点</p>	<p>評定</p> <p>A</p> <p><評定に至った理由></p> <p>中項目の評定の平均点がA評定の判定基準であったため。</p> <p>(詳細は45頁～59頁)</p>

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1－4－（1）	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 4 調査・研究及び講習・指導 （1）有用形質関連遺伝子等の解析

2. 主要な経年データ														
	① 主要なアウトプット（アウトカム）情報								② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
	指標等	達成目標	基準値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	予算額（千円）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
									622,779	587,610	567,875	617,078		
									619,728	601,427	669,519	604,185		
									565,262	568,421	633,822	610,449		
									-67,838	-12,924	-56,226	-109,768		
									629,129	629,356	708,954	668,775		
									963	933	932	918		
									(うち常勤職員)	758	736	737	748	

(注) ②主要なインプット情報のうち財務情報は、第1-4の事務及び事業にかかる情報を、人員に関する情報は、法人全体の情報を記載しています。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価						
	中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
	(1) 有用形質関連遺伝子等の解析 DNA情報を活用した家畜の育種改良を効率的に進めるため、センターが飼養する家畜を用いた有用形質に係る遺伝子解析や、受精卵段階でゲノミック評価を実施できる手法等の開発に取り組むこととする。	(1) 有用形質関連遺伝子等の解析 DNA情報を活用した家畜の育種改良を効率的に進めるため、センターが飼養する家畜を用いた次の取組を行う。	<主な評価指標> 乳用牛、肉用牛、豚及び鶏の有用形質関連遺伝子等の解析に関する取組状況 受精卵段階でのゲノミック評価手法等の技術の開発に関する取組状況	<主要な業務実績> ア 家畜・家きんの有用形質関連遺伝子等の解析 イ 効率的な牛の育種改良に資する受精卵評価手法等の開発 (46 頁～49 頁)	<評定と根拠> 「S」 中期計画を大きく上回る顕著な成果が得られた。 (詳細は、46 頁～49 頁)	評定 <評定に至った理由> 有用形質関連遺伝子等の解析については、畜種の特色とニーズを踏まえて調査を行った。その結果、乳用牛においては、長命産性や在群能力等と関連する 5 個の遺伝子のうち、2 個が「乳房炎罹患の有無」と有意に関連することが明らかとなった他、ビタミンDによる免疫系を中心とする疾病抵抗メカニズムの存在が推察される結果を得た。また、在群能力及び生産期間に関する 1 形質について、新たな多型を検出した。 肉用牛においては、今中期目標期間中に調査した複数の食味形質関連遺伝子のうち 1 個が官能評価値との間に有意な関連性があることを確認した他、別の食味形質関連遺伝子 1 個から新たな多型を検出し、有意な関連性があることを確認した。さらに、飼料利用性形質について、黒毛和種肥育牛の余剰増体重とルーメン細菌叢の多様性指数との間に有意な関連性があることを確認し、肥育期における飼料利用性の理解に向けた有益な知見を得た。なお、これらの知見については、国内業界誌のみならず、国際学会等でも発表した。 効率的な牛の育種改良に資する受精卵評価手法等の開発については、8 細胞から採取した細胞 1 個とペアとなる生産子牛間における SNP 数の一致率が高く、両者の枝肉 6 形質のゲノム育種価にも相関があることを世界で初めて明らかにした。また、2 細胞の時期に分離発育させた胚盤胞の片方とペアとなるもう片方の胚盤胞から生産した子牛の間においても、SNP 数の一致率が非常に高く、枝肉 6 形質のゲノム育種価については全形質に非常に強い相関があることを明らかにした。この他に、ゲノム育種価が判明するまでの間の受精卵凍結保存法の開発や若齢牛からの経腔採卵用専用器具等の開発も実現した。 受精卵段階でのゲノミック評価手法を開発するためには、受精卵の品質を低下させずに少数の細胞を採取し、SNP 解析可能となる十分な DNA 量を確保する必要があり、技術的な困難さから国内で実用化に至っていなかったが、センターでの取組により受精卵段階でのゲノミック評価を可能とする技術、知見が着実に蓄積されつつある。 以上、育種改良の加速化に資する成果であり、中期計画を大きく上回る顕著な成果が得られたことから、「S」評定とする。

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1－4－（1）－ア	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 4 調査・研究及び講習・指導 （1）有用形質関連遺伝子等の解析 ア 家畜・家きんの有用形質関連遺伝子等の解析

2. 主要な経年データ

(注) ②主要なインプット情報のうち財務情報は、第1-4の事務及び事業にかかる情報を、人員に関する情報は、法人全体の情報を記載しています。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価

中期目標	中期計画	法人の業務実績・自己評価	
		業務実績	自己評価
【指標】 ○乳用牛、肉用牛、豚及び鶏の有用形質関連遺伝子等の解析に関する取組状況	<p>ア 家畜・家きんの有用形質関連遺伝子等の解析 家畜・家きんの特色に応じ、以下の有用形質に着目して、遺伝子情報との関連性を調査・解析する。これらの結果を踏まえて、センターが取り組む家畜・家きんの改良への利用について検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 乳用牛：ホルスタイン種における疾病抵抗性 ・ 肉用牛：黒毛和種における牛肉の食味及び飼料利用性 ・ 豚：デュロック種における産肉能力、ランドレース種における繁殖能力 ・ 鶏：ロードアイランドレッド種 Y A 系統の雌雄鑑別のための羽性 <p>乳用牛：</p> <p>長命連産性や在群能力等の形質は、ホルスタイン種の疾病抵抗性と強く関連する。これらの形質と有意に関連する 5 個の遺伝子を確認した。このうち 1 個の遺伝子は、今中期になって実施した在群能力のゲノムワイド関連解析^{*1}により特定した第 6 番染色体上の領域に存在した「ビタミンD結合タンパク質」遺伝子であり、同遺伝子内に検出した新たな多型^{*2}が在群能力と有意に関連する事を明らかにした。</p> <p>この成果について、日本畜産学会第 131 回大会（令和 5 年 9 月）で発表し、広く畜産関係研究者及び技術者等への周知を図った。</p> <p>また、乳房炎罹患データを収集し、「乳房炎罹患の有無」との関連性を調べた結果、前出 5 遺伝子のうち 2 個の遺伝子について有意な関連性を確認した。この 2 個のうち 1 個は、前出のビタミンD結合タンパク質遺伝子であったことから、<u>ホルスタインの疾病抵抗性にはビタミンDによる免疫系を中心とした疾病抵抗メカニズムの存在が推察された</u>。</p> <p>この成果について令和 7 年度開催の日本畜産学会、乳房炎研究会において発表し、畜産関係研究者・技術者等へ広く周知を図る予定である。</p> <p>なお、育種改良の参考情報として利用出来るよう、家畜改良センターの牧場に遺伝子型の判定結果について情報共有した。</p> <p>* 1) ゲノムワイド関連解析：ゲノム全体から特定の形質と関連のある遺伝子の位置を統計的に調べる解析手法 * 2) 多型：遺伝子を含む染色体上の同一カ所に見られる、個体間での塩基配列の差異。</p> <p>肉用牛：</p> <p>牛肉のやわらかさとの関連が報告されている遺伝子について 6 個の多型を検出した。これらの遺伝子型間で肉のやわらかさ及び粗脂肪含量に有意な関連性を確認した。また当該マーカーの効果の大きさは品種や集団によって異なるとみられ、黒毛和種において有用であることを示した。このうち 4 個の多型については、遺伝子型によって牛肉官能評価値の脂っぽい香りが有意に異なったほか、3 個の多型で多汁性、2 個の多型で甘い香りとの有意な関連性をそれぞれ確認し、牛肉の食味を改良する DNA マーカーとしての利用可能性が示唆された。</p> <p>また、肥育期における飼料利用性については、予測メタン形質^{*3}との間に概ね望ましい相関があることを確認した。</p> <p>さらに、ルーメン内細菌叢との関連性について、<u>特定の肥育期における飼料効率（増体重/飼料摂取量）が、ルーメン内乳酸代謝関連細菌の分布量と関連性があることを見出したほか、同期間の余剰増体重^{*4}とルーメン内細菌叢の多様性指数との間に関連性があることも明らかにした</u>。このように、ルーメン内細菌叢を用いた飼料利用性の遺伝的改良のための有益な知見が得られた。</p> <p>この成果について畜産技術 2022 年 1 月号誌上において、黒毛和種における飼料利用性の遺伝育種学的研究に関する取組として広く畜産関係者への周知を図ったほか、第 75 回欧州畜産学会（令和 6 年 9 月）において、黒毛和種の肥育期間における飼料利用性の遺伝的パラメータと、予測メタン形質・枝肉成績との関連性について発表し、和牛生産における飼料利用性向上へ向けたセンターの積極的な取組を世界の畜産研究者に紹介した。</p> <p>乳用牛：</p> <p>ホルスタイン種の疾病抵抗性と強く関連する長命連産性、在群能力等の形質と関連する 5 個の遺伝子を検出し、そのうち 2 個の遺伝子が乳房炎罹患の有無とも関係している事を明らかにした。</p> <p>特に、乳房炎罹患に関連する 1 個の遺伝子がビタミンD結合タンパク質であったため、ビタミンDによる免疫系を中心とした疾病抵抗メカニズムの存在が推察されたことから、ホルスタイン種の疾病抵抗性への理解に向けた有益な知見を得た。</p> <p>肉用牛：</p> <p>複数の食味形質と関連する遺伝子の多型を特定し、牛肉の食味を改良する DNA マーカーとしての利用可能性が示唆された。</p> <p>また、肥育期における飼料利用性については、予測メタン形質との間に概ね望ましい相関があることを確認した。</p> <p>特に、ルーメン内細菌叢に着目し、その飼料利用性との関連性を見出した事により、飼料利用性の遺伝的改良の実現へ向けた有益な知見を得た。</p> <p>飼料利用性の取組により得られた成果について、国内業界専門誌で紹介したほか、国際学会でも発表を行い、広く内外の研究者・技術者に対し和牛生産における飼料利用性向上へ向けたセンターの積極的な取組をアピールできた。</p> <p>豚：</p> <p>デュロック種の産肉能力について、増体と関連性の強い新たな遺伝子の多型を検出し、一日平均増体量との有意な関連性を確認した。</p>	<p>＜評定と根拠＞</p> <p>乳用牛：</p> <p>ホルスタイン種の疾病抵抗性と強く関連する長命連産性、在群能力等の形質と関連する 5 個の遺伝子を検出し、そのうち 2 個の遺伝子が乳房炎罹患の有無とも関係している事を明らかにした。</p> <p>特に、乳房炎罹患に関連する 1 個の遺伝子がビタミンD結合タンパク質であったため、ビタミンDによる免疫系を中心とした疾病抵抗メカニズムの存在が推察されたことから、ホルスタイン種の疾病抵抗性への理解に向けた有益な知見を得た。</p> <p>肉用牛：</p> <p>複数の食味形質と関連する遺伝子の多型を特定し、牛肉の食味を改良する DNA マーカーとしての利用可能性が示唆された。</p> <p>また、肥育期における飼料利用性については、予測メタン形質との間に概ね望ましい相関があることを確認した。</p> <p>特に、ルーメン内細菌叢に着目し、その飼料利用性との関連性を見出した事により、飼料利用性の遺伝的改良の実現へ向けた有益な知見を得た。</p> <p>飼料利用性の取組により得られた成果について、国内業界専門誌で紹介したほか、国際学会でも発表を行い、広く内外の研究者・技術者に対し和牛生産における飼料利用性向上へ向けたセンターの積極的な取組をアピールできた。</p> <p>豚：</p> <p>デュロック種の産肉能力について、増体と関連性の強い新たな遺伝子の多型を検出し、一日平均増体量との有意な関連性を確認した。</p>	

	<p>* 3) 予測メタン形質：測定が困難なメタン産生量について、体重や乾物摂取量などから導いた予測値。牛が飼料として摂取した有機物が第1胃内のルーメン微生物により分解される過程で代謝性水素が発生し、牛のエネルギー源となる揮発性脂肪酸（プロピオン酸）またはメタンを生成する2つの経路により処理される。メタン生成経路にまわる水素が少なくなり、揮発性脂肪酸が多く作られれば、メタンガスの抑制とともに飼料利用性の向上が期待できる。</p> <p>* 4) 余剰増体重：飼料利用性の指標のひとつ。実際の増体重から維持及び摂取に必要とする増体重を差し引いたもので、値が大きいほど飼料利用性が高い。</p> <p>豚：</p> <p>デュロック種の産肉能力について、第5中期中に収集したDNAと増体関連データとを用い、一日平均増体量との関連が明らかにされている遺伝子の多型との関連性について調査した。また第1番染色体に検出された増体性関連領域に存在する候補遺伝子に新たな多型を検出し、同様に形質との関連性について調査した。その結果いずれの多型においても一日平均増体量との有意な関連性が見られることを確認した。</p> <p>また、新たな肉質形質としてオレイン酸割合に着目し、新規候補遺伝子探索を進めた結果、関連のある多型を検出した（令和7年度に効果検証を継続）ほか、筋肉内脂肪含量との関連を確認出来た4個の多型について、増体性や体尺値等との関連性を調査したところ、他の経済形質には悪い影響を及ぼさないについて検証し、選抜への利用可能性を確認した。</p> <p>さらに、デュロック種で見出した筋肉内脂肪含量との関連を確認出来た4個の多型については、大ヨークシャー種及びランドレース種においても同様に関連性を調査した結果、ランドレース種で有意な関連性を確認した。</p> <p>ランドレース種の繁殖能力について、第4中期から第5中期にかけて生産された7世代の選抜豚で、繁殖関連遺伝子の多型を調査し、継続的に有意性を維持し続ける1個の遺伝子の多型は、増体性や体尺値等の経済形質に悪い影響を及ぼさないことを検証し、選抜への利用可能性を確認した。</p> <p>なお、育種改良の参考情報として利用出来るよう、家畜改良センター牧場に遺伝子型の判定結果について情報共有した。</p> <p>鶏：</p> <p>羽性⁵による雌雄鑑別を可能にするため、ロードアイランドレッド種YA系統では、羽性を遅羽鶏に固定することを目指し、目視による羽性の確認のほかに遺伝子情報を併用した選抜を行った。</p> <p>家畜改良センターが発見した羽性遺伝子型を利用し、後代採取鶏の雄/雌について遺伝子型を判定した。雄では、ヘテロ型の雄から生まれた後代（選抜候補鶏）について選抜前に羽性遺伝子型を判定し、また雌では遺伝子型情報と、産卵形質への悪影響を考慮し採血を避けた個体については目視による羽性情報とを併用しながら、それぞれ速羽性遺伝子保有鶏を選ばないよう選抜して行った。</p> <p>このように、従来の選抜手法と羽性遺伝子型情報を用いた方法を併せて選抜を進めた結果、令和6年鶏のYA系統を全て遅羽性遺伝子型へ固定する事ができた。</p> <p>さらに雌において経済形質への影響を調査した結果、遅羽性遺伝子群は速羽性遺伝子群よりも初産日齢が有意に早いという好ましい結果を得たほか、その他形質で有意な関連性は認められず、羽性遺伝子型が産卵性能等に負の影響を与えないことを確認した。</p> <p>なお令和4年10月に、関連する成果についてまとめた論文「ロードアイランドレッドにおいて遅羽性遺伝子と連鎖する一塩基多型」が日本家禽学会誌に掲載され、家禽を扱う研究者や肉用鶏関係者に広く周知を図った。更にこれを元に県独自の系統の羽性について、同一の手法により固定する取組を実施した（令和5年、日本家禽学会誌(60)、J67-J73）。</p> <p>* 5) 羽性：ニワトリ初生雛の羽には、生え揃うのが速い速羽性と遅い遅羽性の表現型がある。その関連遺伝子が性染色体上にあるため、簡易的な性鑑別に応用できる。</p>	<p>また、肉質に関してオレイン酸割合に関する新たな遺伝子の多型を検出したほか、筋肉内脂肪含量に効果を示す多型については、他の経済形質に悪影響は及ぼさず、選抜への利用が可能であることを確認した。</p> <p>さらに、大ヨークシャー種及びランドレース種についても、同多型を調査したところ、ランドレース種で有意な関連性を確認し、肉質の改良に利用出来る可能性が示唆された。</p> <p>ランドレース種の繁殖能力について、前中期から10年かけて収集したサンプルを用い、繁殖関連遺伝子の多型との関連性を調査した結果、継続的に有意性を維持し続ける遺伝子の多型を確認した。他の経済形質への影響も検証し、選抜への利用が可能であることを確認した。</p> <p>鶏：</p> <p>従来の方法と併せて羽性遺伝子型情報を利用して選抜を進めた結果、遅羽鶏へ固定することができ、さらに羽性遺伝子型は産卵性能等に負の影響を与えないことを確認した。</p> <p>得られた成果は日本家禽学会誌において公表したほか、その情報を基に県が独自の系統における羽性の固定に取り組む事例も報告されており、技術の社会実装も進める事が出来た。</p> <p>以上のとおり、乳用牛の疾病抵抗メカニズムの推察、肉用牛の食味遺伝子と官能評価値との関連性や、余剰増体重とルーメン細菌叢の多様性指数との関連性、豚のオレイン酸割合に関する新たな遺伝子の検出など、次の研究展開へ向けた足掛かりとなる成果が得られたほか、鶏では本中期にて羽性を固定する事ができた。</p> <p>また、国内外の学会、学術誌、専門誌等で成果を公表し、畜産研究者・技術者に対し広く成果の周知を図ったほか、鶏では公表した成果を基に県独自の系統の羽性を固定する取組が行われ、技術の社会実装も進める事ができた。</p> <p>このとおり、中期計画を上回る成果が得られた。</p>
--	---	---

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-4-(1)-イ	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 4 調査・研究及び講習・指導 (1) 有用形質関連遺伝子等の解析 イ 効率的な牛の育種改良に資する受精卵評価手法等の開発

(注) ②主要なインプット情報のうち財務情報は、第1-4の事務及び事業にかかる情報を、人員に関する情報は、法人全体の情報を記載しています。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価			
中期目標	中期計画	法人の業務実績・自己評価	
		業務実績	自己評価
【指標】 ○受精卵段階でのゲノミック評価手法等の技術の開発に関する取組状況	イ 効率的な牛の育種改良に資する受精卵評価手法等の開発 世代間隔の更なる短縮による牛の育種改良の加速化を図るため、受精卵段階でのゲノミック評価手法等の開発を進める。	<p>＜主要な業務実績＞</p> <p>牛の受精卵から採取した少数細胞のDNAを增幅させてSNP解析する手法の検討において、以下のとおり取り組んだ。</p> <ul style="list-style-type: none"> 受精卵生産成績を高める方法の検討 <p>NP解析可能な細胞数と採取時期について、黒毛和種の経腔採卵(OPU)由来の体外受精卵を用いて、8細胞の時期から細胞1個をSNP解析用に採取して残りの細胞を胚盤胞まで発育させた後に子牛生産する方法(8細胞期区)と2細胞の時期に分離して双方を胚盤胞まで発育させた後に片方をSNP解析用とし、もう片方から子牛生産する方法(2細胞期区)の両区を比較した結果、受精卵生産成績は、8細胞期区が優れていることを明らかにした。</p> <ul style="list-style-type: none"> 受精卵の細胞からSNP解析する方法の検討 <p>8細胞期区の細胞1個及び2細胞期区の胚盤胞それぞれからDNA抽出して全ゲノム增幅し、SNPデータが得られることを確認した。両区で得られたSNPデータから、枝肉6形質(枝肉重量、ロース芯面積、バラ厚、皮下脂肪厚、推定歩留、脂肪交雑)のゲノム育種価を算出することができた。さらに、8細胞期区の細胞1個よりも2細胞期区の胚盤胞がゲノム育種価の正確度が高いことを明らかにした。</p> <p>8細胞期区から生産された見込みの子牛、2細胞期区から生産された子牛(最終的にそれぞれ18組、10組)について、各区の細胞とそれぞれのペア子牛の毛根細胞におけるSNP数の一致率及び枝肉6形質のゲノム育種価の相関を明らかにし、2細胞期区の胚盤胞が、8細胞期区の細胞1個に比べて高いSNP数の一致率であり、ゲノム育種価6形質全てに非常に強い相関があることを世界で初めて明らかにした。</p> <ul style="list-style-type: none"> 受精卵移植による受胎性の検証 <p>ゲノム育種価の算出が終了するまでの期間に、子牛生産用受精卵を保存しておく必要があること、分離胚は通常胚に比較して生存性が異なる可能性があることから、超低温保存における受精卵の保存液への浸漬時間の範囲を検証し、40~60秒が有効であることを確認した。さらに、この条件により超低温保存した受精卵の移植試験を実施し、受胎性及び生産子牛に問題のないことを検証する見込みである。</p> <ul style="list-style-type: none"> SNPデータを利用した受精卵における性判定法 <p>上記に加え、新たな取組として、SNPデータから特定のSNPを用いることで、胚盤胞と細胞1個の両方から性判定できる方法を確立する見込みである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 若齢牛からの体外受精卵生産手法の検討 	<p>＜評定と根拠＞</p> <p>① 少数細胞である受精卵から細胞を分離したのち、SNP解析用の細胞採取と子牛生産用の胚盤胞への発育を両立するために、できるだけ多くの細胞数を移植用に残して発育させる必要がある。そのため、8細胞期に採取した細胞1個(8細胞期区)及び2細胞期に分離して発育させた胚盤胞(2細胞期区)から全ゲノム增幅を経てSNP解析を実現し、両区のSNPの判定率(コールレート)を示したこと、これらSNPデータから黒毛和種枝肉6形質のゲノム育種価の算出に成功し、細胞ごとの各算出値や正確度を明らかにしたことは大きな成果である。</p> <p>② さらに、両区の細胞とそれぞれのペア細胞から子牛を多数生産(最終的にそれぞれ18組、10組)したこと、受精卵の細胞とペアとなる子牛の毛根細胞におけるSNP数一致率の高さ及び枝肉6形質のゲノム育種価の相関の強さを初めて明らかにした。このことから、受精卵の段階で今後生産される子牛のゲノム育種価を予測可能とすることを初めて実証できたことは世界初であるとともに極めて大きな成果である。</p> <p>③ 加えて新たに取り組んだSNPデータを利用した性判定法の構築は、ゲノム育種価算出と同時に受精卵の性が予測可能とし、生まれてくる子牛の性を、特別な操作なく把握できるという画期的な成果である。</p> <p>④ ゲノム育種価の判明が終了するまで期間に、子牛生産用受精卵を保存しておく必要があること、分離胚は通常の受精卵と比較して生存性が異なる可能性があることから、超低温保存における受精卵の保存液への浸漬時間及びその条件下で受胎性及び子牛生産に問題ないことを確認したことは実装する上で有用である。</p> <p>⑤ 黒毛和種若齢牛からの経腔採卵手法の検討では、若齢牛専用OPU</p>

	<p>体格の小さい黒毛和種若齢牛からのO P Uを可能とする、①専用O P U探触子（プローブ）デバイス、②若齢牛O P U専用の保定枠場、③若齢牛への薬剤投与によるストレス軽減を考慮した卵胞発育処理法をそれぞれ開発した。加えて、開発した若齢牛の品質評価法（ストレスを客観的に評価）を用い、これら3つのツールが有用であることを検証した。上記3つのツールを用い、改良した卵胞発育処理の前後におけるO P Uの体外受精卵生産成績について、8、10、12、14カ月齢時の経時的な検証により、卵胞発育処理法を用いた10及び12カ月齢時の成績が良好であることを明らかにした。さらに、得られた体外受精卵を用いて全きょうだい受精卵を多数組生産した。これらを用いて、若齢牛からの体外受精卵についても、S N P解析及びゲノム育種価算出が可能なことを明らかとする見込みである。</p> <p>・得られた成果は、日本繁殖生物学会（一般講演3件）、日本胚移植技術研究会（一般講演7件）、国際胚技術学会（米国、査読付き一般講演2件）、また、受精卵移植関連新技術全国会議（招待講演）、日本胚移植技術研究会セミナー（招待講演）、全国遺伝子育種推進会議（報告3件）において発表し、論文投稿する見込みである。また、そのほかの関連成果について複数の専門誌に技術解説を執筆して掲載された。</p>	<p>ロープデバイスの開発及び市販化、O P U枠場の開発による発育に応じた保定、ストレス軽減と効果のある卵胞発育処理法の開発を実現した。これらを利用することで、特定の月齢時で体外受精卵成績が向上することを明らかにしたことに加え、若齢時期に生産した受精卵を用いてゲノム育種価の算出及び全きょうだい選抜が可能となることを実証できたことは育種改良のスピードアップへの貢献として大きな成果である。</p> <p>⑥ これらの成果は、学会・研究会において広く情報発信するとともに、研究会や全国会議における招待講演による情報発信を始め、専門誌への執筆等、幅広く成果の公表に貢献した。加えて論文投稿による公表を行う見込みであり、</p> <p>以上のとおり、中期計画を大きく上回る顕著な成果が得られた。</p>
--	--	---

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1－4－（2）	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 4 調査・研究及び講習・指導 （2）食肉の食味に関する客観的評価手法の開発

2. 主要な経年データ								
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報								
指標等	達成目標	基準値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）								
予算額（千円）	622,779	587,610	567,875	617,078				
決算額（千円）	619,728	601,427	669,519	604,185				
経常費用（千円）	565,262	568,421	633,822	610,449				
経常利益（千円）	-67,838	-12,924	-56,226	-109,768				
行政コスト（千円）	629,129	629,356	708,954	668,775				
従事人員数（人）	963	933	932	918				
（うち常勤職員）	758	736	737	748				

（注）②主要なインプット情報のうち財務情報は、第1－4の事務及び事業にかかる情報を、人員に関する情報は、法人全体の情報を記載しています。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
（2）食肉の食味に関する客観的評価手法の開発 不飽和脂肪酸等の食味に関する成分等について調査に取り組むこととする。また、和牛肉の輸出拡大に向け、海外産牛肉との肉質に関する比較調査に取り組むこととする。	（2）食肉の食味に関する客観的評価手法の開発 食肉の食味に関する客観的評価手法を開発するため、第4期中期目標期間における取組を踏まえつつ、新たなおいしさの指標の家畜・家きんの改良等への利用や、和牛肉の輸出拡大に向けた海外産牛肉との肉質を比較するため、次の取組を行う。	<主な評価指標> 食肉について、食味に影響を及ぼすアミノ酸や脂肪酸等成分とその影響力に関する調査・解析に関する取組状況 海外産牛肉と和牛肉との肉質に関する比較に関する調査・解析に関する取組状況	<主要な業務実績> ア 食肉における食味に影響を及ぼす成分とその影響力に関する調査・解析 イ 海外産牛肉と和牛肉との肉質比較に関する調査・解析 (詳細は51頁～54頁)	<評定と根拠> 「S」 中期計画を大きく上回る顕著な成果が得られた。 (詳細は51頁～54頁)	評定 S <評定に至った理由> 食肉の食味に関する客観的評価手法の開発について、牛肉では、これまでにオレイン酸と風味の関係を明らかにしたところであるが、今後の改良形質の候補となり得るサシ形状の指標化に取り組んでいるところであり有力な指標となる可能性が示唆された。 豚肉については、センター考案の豚肉の脂肪酸組成の指標が豚肉の食味性と有意に相關することを科学的に明確した。さらに、枝肉格付において社会実装されている簡易測定（光学測定）法でも本指標を応用できることが確認されたことで注目され、多数の業界紙、科学雑誌で紹介された。 海外産牛肉と和牛肉との肉質比較について、令和5年度までに調査で得られた理化学的、官能的肉質特性の違いや血斑発生対策マニュアルを学会や業界誌等で発信したところ、反響が大きく、さらに多数の新聞に掲載されたほか、業界誌から解説記事の執筆を依頼された。以上、中期計画を大きく上回る顕著な成果が得られたことから「S」評定とする。

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1－4－（2）－ア	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 4 調査・研究及び講習・指導 （2）食肉の食味に関する客観的評価手法の開発 ア 食肉における食味に影響を及ぼす成分とその影響力に関する調査・解析

(注) ②主要なインプット情報のうち財務情報は、第1-4の事務及び事業にかかる情報を、人員に関する情報は、法人全体の情報を記載しています。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価			
中期目標	中期計画	法人の業務実績・自己評価	
		業務実績	自己評価
【指標】 ○食肉について、食味に影響を及ぼすアミノ酸や脂肪酸等成分とその影響力に関する調査・解析に関する取組状況	<p>ア 食肉における食味に影響を及ぼす成分とその影響力に関する調査・解析</p> <p>センターが取り組む家畜・家きんの改良等に用いることができるよう、食肉の食味に影響を及ぼすアミノ酸や脂肪酸等の成分について、理化学分析及び官能評価を実施し、それらの成分の影響力を調査・解析する。</p>	<p>＜主要な業務実績＞</p> <p>牛肉においては、一価不飽和脂肪酸（オレイン酸等）に着目した改良が進められているが、食味に影響を及ぼす水準については、明らかになっていない。このため、今後育種改良やブランド牛認証を進める上でオレイン酸等の適度な水準の解明が必要となることから計画に即して以下の調査研究を実施した。まず、粗脂肪含量×オレイン酸割合をオレイン酸指数¹と定義し、この指数が高いほど甘い香りが強くなる（相関係数：0.53）ことを示した。また、筋肉内粗脂肪含量を3つの水準（30, 40, 50%台）に分けて理化学分析及び官能評価を実施し、粗脂肪含量の低い牛肉（30%台）では、オレイン酸割合と甘い香りの相関が高く（相関係数：0.49）、粗脂肪含量が中程度（40%台）では相関が弱くなり、粗脂肪含量が50%台では無相関となることが示された。これは脂肪含量水準により食味に影響を及ぼすオレイン酸水準が異なることを示しており、今後の育種改良において重要な新知見である。また、オレイン酸が高すぎることによる食味の低下は認められなかった。本成果は論文として海外誌に投稿中である。</p> <p>さらに、中期計画以上の試みとして、サシ形状の指標として粗脂肪含量相対値²をもとに考案した「コザシ偏差値」³を検討した。この数値は枝肉段階で光学評価法によって非破壊かつ迅速に算出できる。偏差値60以上でコザシ、40未満でアラザシと判定できることが示唆された。食味に大きな影響を及ぼす筋肉内粗脂肪含量を揃えたロースにおいてコザシ区とアラザシ区の肉質を比較したところ、官能評価のやわらかさと多汁性でコザシ区の方が有意に高いことが示された。さらにコザシ偏差値と粗脂肪含量の間には有意な負の相関（r=-0.49）があるため、将来的にコザシ偏差値で改良した場合、脂肪交雑評価値（BMSナンバー）に影響せず、アラザシを抑えてコザシとなり、粗脂肪含量を抑制することが示唆された。また、サシ形状と分析型官能評価の結果を調査した報告例は知る限りなく、コザシで改良を進めた場合、脂肪交雑評価値を減らすことなく、粗脂肪含量を減らし、なおかつ食味が向上する可能性が示されたことは、家畜改良増殖目標に沿った重要な知見となると考えられる。本成果については、4回講演（令和6年8月、9月、11月、令和7年2月）し、広報に努めた。</p> <p>加えて、畜産業界、流通業界、消費者からの関心が高い和牛肉のおいしさと食味性、肉質評価法などに関連する成果を学会シンポジウム等での依頼講演3回（令和3年3月、令和5年10月、令和6年9月）や畜産団体等からの依頼講演5回（令和3年3月、令和4年4月、令和6年8月、10月、11月）、国際誌原著論文2編（令和6年、令和5年1月）、学会依頼総説1編（令和3年1月）、で紹介し、学会や業界誌の依頼解説記事11編（令和3年11月、令和4年3月、4月、8月、令和6年1月、6月、8月、令和7年2月、4月、5月、6月）、本1冊（畜産技術協会発行、令和6年）、多くのマスコミ取材11回（日本農業新聞3回連載ほか、食肉速報3回連載ほか、食肉通信、南日本新聞、宮崎日日新聞等）にも対応した。また成果の一部は優秀畜産技術者賞（令和6年）の対象となった。</p> <p>豚肉においては、筋肉内粗脂肪含量が食味に及ぼす影響について検討した結果、海外産豚肉（1～2%程度）との差別化には3%では十分であるとは言えず、5%（霜降り豚肉相当）以上であれば確実な差別化が図れることが官能評価</p>	<p>＜評定と根拠＞</p> <p>① 牛肉の食味に影響を及ぼす一価不飽和脂肪酸（オレイン酸等）について、オレイン酸指数という新たな指標を導入することによって、風味に影響する脂肪の量と質を1つの指標として評価することが可能となり、今後の育種改良や銘柄牛のブランド化において重要な基礎的知見となる。また、筋肉内粗脂肪含量を3つの水準（30, 40, 50%台）に分けて調査を実施した結果、低い粗脂肪含量（30%台）の牛肉ほどオレイン酸と風味の相関が高くなることが示された。以上の結果については論文としてとりまとめ、その広報活動を行い順調であった。</p> <p>中期計画に基づくオレイン酸と風味の関係について、前倒しでまとめることができたため、今後の改良形質候補となり得るサシ形状の指標化について新たに取り組んだ。同じ脂肪交雑ナンバーであっても、粗脂肪含量にバラつきがあり、サシが細かいコザシは筋肉内粗脂肪含量を抑制できる。提案したコザシ偏差値によりコザシやアラザシの指標となることが示され、さらにコザシを増やすことで食味が向上する可能性が示された。本数値は枝肉段階で迅速に得ることができるものであり、今後の育種改良において重要な知見となる可能性がある。</p> <p>以上より、コザシ化による粗脂肪含量の低減と、オレイン酸による風味の向上を両立させることで、より良い食味の黒毛和牛生産につながる可能性があり、重要な成果である。</p> <p>加えて業界や消費者から関心が高い和牛肉のおいしさと食味性、肉質評価に関連する知見をとりまとめ、招待講演、総説、原著論文、解説記事として多数公表し、高い関心を集めた。さらに多くのマスコミ取材にも対応した。</p> <p>② 豚肉においては、計画に即して、食味に関係し、海外産豚</p>

	<p>の結果により示された（原著論文、令和3年）。</p> <p>食味に影響を及ぼす成分として、筋肉内粗脂肪含量に次いで脂肪酸組成があることを論文発表した（原著論文、令和6年）。脂肪酸組成をもとに計算した家畜改良センターオリジナルの「M/P比」^{*4}が食味性に及ぼす影響について調査した結果、M/P比が高い豚肉は「甘い香り」（正の効果）が強まる一方、「オフフレーバー」^{*5}（負の効果）が弱まることを示した。さらに、<u>食肉市場の格付オプションとして実用化されている（日本食肉格付協会が令和6年度1.8万頭以上実施）、枝肉段階で非破壊的に測定される光学推定値から計算したM/P比でも、「オフフレーバー」と有意な負の相関、「総合評価」^{*6}と有意な正の相関があることが分かり、今後、これらデータから豚肉の食味性（特に脂肪質の風味）の判断基準の一つとして活用される見込みである。</u></p> <p>加えて、複数の共同研究を行い、飼料による霜降り豚肉の効率的な生産技術や、枝肉からの霜降り度の評価技術について実践的な成果を得た。さらに従来成果の公表を積極的に行い、豚肉に関して学会口頭発表4題（令和3年3月2件、令和6年6月2件）、上記の原著論文2報以外に、<u>国際誌英語論文3報</u>（うち2誌はインパクトファクター4以上）、依頼講演10回（令和3年8月、令和4年2月、3月、4月、令和5年5月、令和6年8月、9月、11月、令和7年1月、2月）、<u>専門誌の解説記事12編</u>（令和3年10月、令和4年5月、6月、7月、8月、9月、令和5年2月、3月、8月、令和6年2月、3月、5月）、高品質化のための飼料関係<u>ガイドライン</u>（令和5年2月、共著）や<u>畜産技術協会発行、令和6年）各1冊を公表し、新聞記事に8回掲載された（毎日新聞、日本農業新聞、畜産日報、食肉速報2回、食肉通信3回）。</u>また成果の一部は優秀畜産技術賞（令和5年）の対象となった（上記の受賞対象者とは別）。</p> <p>鶏肉においては、高い食味性を評価されている「たつの」はプロイラーと比較して「歯ごたえ」と「多汁性」の両方が強いという特徴的な官能特性を有していることを明らかにした。複数の地鶏及びプロイラーを用いて調査した結果、「歯ごたえ」の指標として、せん断力値^{*7}の水準が有効で、官能評価で「歯ごたえ」があると感知されるせん断力値の水準は2.2kgf以上であることを示した。</p> <p>さらに、適度な「歯ごたえ」の水準として、1.2～4.0kgfの範囲である可能性を示した。また、多汁性の指標としては「加熱損失」が有効であること、さらに鶏皮においては、<u>甘い香り</u>とオレイン酸指数に有意な正の相関関係があることを示した。</p> <p>鶏肉の結果については、英語論文1報、学会発表2題、依頼講演1回を行った。うち、東北畜産学会で発表した成果は、<u>優秀発表賞を受賞した</u>。</p> <p>* 1) オレイン酸指数：粗脂肪含量×オレイン酸割合（%）である。オレイン酸は香気成分の基質となるため、香りの官能評価値とはオレイン酸割合よりも、「量」の指標であるオレイン酸指数が重要となる。家畜改良センターが考案。</p> <p>* 2) 粗脂肪含量相対値：BMSナンバーごとの粗脂肪含量（光学推定値）の平均からの乖離度。粗脂肪含量相対値（RFV）=（粗脂肪含量-当該牛と同じBMSナンバーの集団における粗脂肪含量の平均値）/当該牛と同じBMSナンバーの集団における粗脂肪含量の標準偏差で、家畜改良センター等が発展させた光学推定値を基に全国和牛登録協会が提唱。</p> <p>* 3) コザシ偏差値：上記の粗脂肪含量相対値を偏差値に置き換えたもの。コザシ偏差値=50+(-RFV)×10。粗脂肪含量相対値（RFV）は数値が大きいほどアラザシが多いが、コザシ偏差値は数値が大きいほどコザシが多くなるように計算式をセンターが設定。</p> <p>* 4) M/P比：食味性に正の効果が期待される一価不飽和脂肪酸（M）と負の効果を有する多価不飽和脂肪酸（P）を1つの数値に集約したもの。黒毛和牛においては多価不飽和脂肪酸（PUFA）はロースにおいて2～4%程度であるが、豚肉では5～25%と幅広く、MUF Aやオレイン酸だけを指標にすると豚肉における食味を説明できないため、M/P比を家畜改良センターが考案した。</p> <p>* 5) オフフレーバー：本来その食品が持つにおいから逸脱した異臭。例として酸化臭、獣臭、血臭、魚臭等がある。</p> <p>* 6) 総合評価：感、味、香りを総合的かつ客観的に評価した官能評価値</p> <p>* 7) せん断力値：食肉の硬さの指標となる機械的数値。</p>	<p>肉との差別化を図ることができるロース筋肉内粗脂肪含量の水準を示すことができた。すでに家畜改良センターと日本食肉格付協会とで共同で制作した豚肉脂肪交雑基準（PM S）は社会実装されており、PMS ナンバー5が筋肉内粗脂肪含量5%に相当することから、生産農家にフィードバックできる重要な成果であると言える。</p> <p>また、計画に即してオリジナルに考案した脂肪酸のM/P比が高いと食味性に正の効果、低いと負の効果があることを示した。日本食肉格付協会は、昨年度18,000頭以上豚肉の脂肪質を光学的に測定しており、この基準として利用される予定である。なお、光学評価も家畜改良センターが開発、普及に貢献したものである。今後、これらM/P比は、生産者による飼養管理の改善指標として、また育種改良の指標として肉質向上を実現できる成果として期待できる。</p> <p>加えて、飼料による霜降り豚肉の効率的な生産技術や、枝肉からの霜降り度の評価技術について実践的な成果を得て、その成果発表と普及に努め、多数の依頼の講演・記事があつたように業界からも注目されている。</p> <p>③ 鶏肉においては、計画に即して「歯ごたえ」の指標として、せん断力値が幅広い鶏種で有効であることが示され、「歯ごたえ」があると感知される水準を明らかにした。</p> <p>それに加えて、「歯ごたえ」のうち、「適度」及び「かたすぎる」と感知されるせん断力値の範囲（水準）を日本で初めて示した。これらの理化学特性の水準を利用して、家畜改良センターが保有する種鶏の食味を推測することができ、食味性にも着目した種鶏の提供につながることが期待される。なお、本成果の一部は学会で受賞し、学術的にも高く評価された。</p> <p>④ 以上の成果については、総説1編、英語論文6報、原著論文2報、学会発表9題、学会依頼講演3回、団体等の依頼講演14回、業界誌解説記事19編、ガイドライン等の本3冊に公表し、マスコミ取材19回にも応じた。なお、英語論文のうち2報はいすれも光学評価技術に関するものであり、食品科学分野で影響力の大きい国際誌に掲載され、また本技術の社会実装はわが国がその分野で国際的にトップクラスであることも意味している。さらに今期における肉質分野の受賞対象者は4名にのぼった。</p> <p>以上のとおり、中期計画を大きく上回る顕著な成果が得られた。</p>
--	---	---

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1－4－（2）－イ	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 4 調査・研究及び講習・指導 （2）食肉の食味に関する客観的評価手法の開発 イ 海外産牛肉と和牛肉との肉質比較に関する調査・解析

(注) ②主要なインプット情報のうち財務情報は、第1~4の事務及び事業にかかる情報を、人員に関する情報は、法人全体の情報を記載しています。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価			
中期目標	中期計画	法人の業務実績・自己評価	
		業務実績	自己評価
【指標】 ○海外産牛 肉と和牛 肉との肉 質に 関する比 較に 関する調 査・解 析に 関する取 組状況	イ 海外産牛肉と和牛 肉との肉質比較に 関する調査・解 析 和牛肉の輸出拡大に 向け、海外産牛肉と和 牛肉との肉質に 関する比 較を、理化学分析及 び官能評価によ つて実 施し、科学的な肉質の 違いを調査・解 析する。	<p>＜主要な業務実績＞</p> <p>海外産 WAGYU 肉（本研究においては黒毛和種の血統量 87.5% 以上）と黒毛和牛肉（輸出対象である A4 等級以上）の肉質比較をリブロース（胸最長筋、各 18 検体）及びウチモモ（半膜様筋、各 10 検体）において実施した。リブロース：理化学分析においては、黒毛和牛肉のロース筋肉内粗脂肪含量 49.8% に対して、海外産 WAGYU は 23.2% と明確に異なることを明らかにした。さらに物理的特性である加熱損失（黒毛和牛：14.4%、海外産 WAGYU：22.5%）及びせん断力価（黒毛和牛：1.5kgf、海外産 WAGYU：2.2kgf）においても明確な差があることを明らかにした。分析型官能評価においても、黒毛和牛肉は海外産 WAGYU に比べて、やわらかさ、多汁性、脂っぽい香り、甘い香り、和牛らしい香り、総合評価において有意に高いことが明らかとなった。一方、オレイン酸及び MUFA（一価不飽和脂肪酸）については黒毛和牛肉（オレイン酸：51.4%、MUFA：56.4%）が海外産 WAGYU（オレイン酸：49.0%、MUFA：54.3%）よりもわずかに高いことが明らかとなった。</p> <p>ウチモモ：理化学分析においては、黒毛和牛肉のウチモモ筋肉内粗脂肪含量 30.7% に対して、海外産 WAGYU は 12.8% と明確に異なることを明らかにした。さらに物理的特性である加熱損失（黒毛和牛：22.8%、海外産 WAGYU：25.7%）及びせん断力価（黒毛和牛：2.6kgf、海外産 WAGYU：3.3kgf）においても明確な差があることを明らかにした。</p> <p>リブロースの調査・解析結果を肉用牛研究会において学会発表し、さらに日本畜産学会報に原著論文として掲載された。さらに論文を分かりやすく解説した記事が畜産技術誌に掲載された。また、ウチモモの結果を食肉科学会大会で学会発表し、さらに論文として投稿した（見込み）。結果の公表については上記以外にも、業界誌等への投稿 2 回、シンポジウムでの講演 2 回を行い、輸出拡大に貢献するための成果の普及を図り、問い合わせのあった複数の輸出関連業者に情報を提供した。</p> <p>また、全国 10 カ所以上の対米牛肉輸出施設（と畜場）において、懸垂放血^{※1}が義務付けられ、血斑^{※2}発生率が増大し、その経済的損失が大きな問題になり、その問題解決を日本食肉生産技術開発センターから委託された。そこで新たな調査試験を行い、血斑発生の諸要因を検討し、特に生体でのビタミン不足やストレス要因等があることを示唆し、原著論文（令和 4 年）だけでなく、血斑抑制に関する学会総説（日本食肉科学会からの依頼）（令和 6 年 12 月）や対策マニュアル（財団法人 日本食肉生産技術開発センター刊行、ISBN 978-4-600-01557-2）（令和 7 年 3 月）、依頼講演（令和 7 年 3 月）（参加者数百名以上）やプレスリリース^{※3}（令和 7 年 4 月）などを行った。流通業界から多くの反響があり、多くのメディア（福島民友新聞、食肉通信、ネットニュース、食肉速報①、②、③）にも取り上げられ、複数の業界誌（畜産技術、養牛の友、肉牛ジャーナル）から依頼があって解説記事を執筆した。</p> <p>* 1) 懸垂放血：対米輸出の認証を受けている食肉処理施設では、全ての牛を懸垂放血でと畜しなければならない。従来の横臥放血に比べて血斑発生率が 10 倍を超える食肉処理施設がある。</p>	<p>＜評定と根拠＞</p> <p>① 黒毛和牛肉の輸出拡大に貢献するために、いわゆる海外産 WAGYU と黒毛和牛肉の肉質を比較した結果、筋肉内粗脂肪含量はロース・ウチモモ両部位で明確な違いがあることを明らかにした。さらに黒毛和牛肉（ロース）は海外産 WAGYU に比べて、食感及び風味の官能評価値が明確に高く、差別化の可能性が示された。また、脂肪酸組成では黒毛和牛肉のオレイン酸含量がわずかに高いなど学術的にも貴重な成果が得られた。以上の結果から、粗脂肪含量に関しては育種改良の成果により黒毛和牛肉と海外産 WAGYU の間に明白な差が認められたが、その一方で、両者の脂肪の質の差は小さく、今後は海外産 WAGYU とのさらなる差別化のためにも、黒毛和牛ではオレイン酸等の脂肪質に着目した改良が重要と考察された。</p> <p>② 海外市場で黒毛和牛と競合すると考えられる海外産 WAGYU との官能評価も含めた肉質比較の調査はこれまでにほとんど前例がない。今中期当初は和牛の比較対象として単なる海外産牛肉を検討していたが、フルブラッド（黒毛和牛純血種）に近いとされる海外産 WAGYU を調達することができた。対欧米輸出の課題となっていた低需要部位（モモ）も含めて両者の肉質の違いを示したことは、日本畜産物輸出促進協会等の業界団体が長らく要望し、今後大いに活用が見込まれる経済効果が非常に高い成果であると言える。</p> <p>これらについては、論文 2 報、学会発表 2 題、業界誌等 4 回、講演等 2 回を通じて公表した。</p> <p>③ また、輸出拡大に関連して、全国の対米輸出施設で大きな問題となっている血斑多発に対し、団体から課題解決を依頼され、現地調査や文献調査などから諸要因を明らかにし、学会総説の執筆、血斑発生対策マニュアルの作成、依頼講演、プレスリリース</p>

	<p>* 2) 血斑（シミ）：高血圧により肉中の毛細血管等が破裂して生じる牛肉の瑕疵。食味に大きな影響はないものの、外観上の問題から取引価格が大きく低下する。</p> <p>* 3) プレスリリース：タイトル「牛肉の低品質問題「血斑（シミ）」の発生要因と対策技術について」（令和7年4月）。本プレスリリースはリサーチマップ（日本の研究者・研究機関の論文やプレスリリースを網羅したサイト）においてプレスリリース部門（90日間）のアクセスランキングでベスト10入りした。</p>	<p>などを行った。反響は大きく、新聞等に取り上げられた他、複数の業界専門誌から血斑対策についての解説記事を依頼された。</p> <p>以上のとおり、中期計画を上回る成果が得られた。</p>
--	---	---

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1－4－（3）	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 4 調査・研究及び講習・指導 (3) 豚の受精卵移植技術の改善

2. 主要な経年データ													
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報								② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	予算額（千円）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
								予算額（千円）	622,779	587,610	567,875	617,078	
								決算額（千円）	619,728	601,427	669,519	604,185	
								経常費用（千円）	565,262	568,421	633,822	610,449	
								経常利益（千円）	-67,838	-12,924	-56,226	-109,768	
								行政コスト（千円）	629,129	629,356	708,954	668,775	
								従事人員数（人）	963	933	932	918	
								（うち常勤職員）	758	736	737	748	

(注) ②主要なインプット情報のうち財務情報は、第1－4の事務及び事業にかかる情報を、人員に関する情報は、法人全体の情報を記載しています。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
(3) 豚の受精卵移植技術の改善 生産現場における豚熱等の伝染性疾病の侵入リスクを低減するため、センターが開発した豚受精卵の保存・移植技術等の生産現場への普及に向け、受胎率や子豚生産率の向上のための技術改善に取り組むこととする。 【指標】 ○豚の受精卵移植技術の受胎率、子豚生産率の向上に関する調査に関する取組状況	(3) 豚の受精卵移植技術の改善 豚の受精卵移植技術を改善し、受胎率や子豚生産率を向上させるとともに、受精卵移植技術普及の支障要因となっている受精卵供給の不足を解決するため、従来の開腹手術に比べ簡便性や反復性に優れた採卵技術の開発を進める。	<主な評価指標> 豚の受精卵移植技術の受胎率、子豚生産率の向上に関する調査に関する取組状況	(次頁)	(次頁)	(次頁)

中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
(前頁)	(前頁)	(前頁)	<p><主要な業務実績></p> <p>豚の受精卵移植技術の改善により受胎率や子豚生産率を向上させるため、受胚豚への投薬法や移植法等を検討した。これにより、環境温度等の調整ができない協力機関の農場において、非外科移植による繁殖性が向上する見込みである。</p> <p>また、従来の正中線上を切開し、採卵を行う方法と比べて侵襲度が低く、簡便かつ反復可能な採卵方法を検討したところ、横臥位の豚における下臍部からの採卵が可能となることを明らかにし、本採卵方法にて使用する採卵補助器具を開発した。また、手術時の縫合行程の簡易化や子宮灌流範囲の限定化を行い、胚日齢と灌流範囲における胚回収率を示した。</p> <p>これらの成果を統合して、豚舎内で採卵を完結させる方法を明らかにすることで、手術室や専用手術台などの専用設備が不要となり、豚の運搬に伴う労力の低減や採卵における簡便性向上につながり、胚の供給体制改善に寄与する技術確立がなされた。</p> <p>これまでの成果は、日本養豚学会大会（一般講演3件）で発表するとともに、論文投稿による公表を行う見込みである。また、関連成果を含め、豚の育種改良のための胚移植技術の改善は高く評価され、日本養豚学会において奨励賞を授与された（令和6年度）。さらに、豚の採胚、胚移植技術に関し、県試験場及び民間種豚場からの研修の受入れを実施した。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>「A」</p> <p>① 非外科移植による繁殖成績改善のため、受胎促進効果が期待されるホルモン剤投与や精漿投与、あるいは移植後の陰部からの胚を含む移植液の流出を防ぐための移植台を作製し、供用することで繁殖性向上につながり、当技術の有効性を実証する見込みである。このことから、これまで非外科移植による繁殖成績が安定しなかった実証農場においても非外科移植による繁殖性向上に資する具体的な方法が明らかとなる見込みである。</p> <p>② 専用設備が不要となる採卵方法として、新たに下臍部からの採卵方法を提示し、子宮角灌流時に自ら開発した採卵補助器具を利用することにより、衛生的かつ操作性の向上を実現した。また、採卵手技の簡易化を図るために、縫合行程の簡易化方法を明らかにし、従来の正中線による採卵方法に比べ、術創の回復が良好であることや簡易的かつ手術時間の短縮であることから豚への負担軽減に資する方法を明らかにしたことは豚舎における採卵を可能とする大きな成果である。</p> <p>③ これまでのように、全子宮角灌流を行わずとも高い胚回収率を得られる子宮灌流範囲を胚日齢ごとに明らかにすることで、不要な子宮灌流による侵襲性や所要時間の短縮を図ることができたことは作業性の効率化に資する貢献が高い。</p> <p>④ 以上の成果を統合して、手術室及び手術台といった専用施設や設備を要することなく、豚を運搬するための労力や豚舎外へ豚を搬出することによる防疫リスクを低減し、さらに、採卵にかかる操作の簡易化も実現した。これらの成果は、胚の供給技術改善のために施設面及び手技習得面で従来の採卵方法における課題点を解決した方法であり、豚舎内で一連の採卵行程が完結する現場に即した新たな採卵手法である。これにより、衛生的な種豚導入やリスク対策としての遺伝資源の保存法として胚移植を選択できるようになり、疾病リスクの回避や種豚導入コストの削減、貴重な遺伝資源消失の回避に資する方法として生産現場への受精卵移植関連技術の普及に貢献する大きな成果である。</p> <p>⑤ 得られた成果は、学会発表及び論文投稿において広く情報発信を行った（令和7年度見込み含む）。また、関連成果により、日本養豚学会第18回奨励賞を受賞した。さらに、豚熱等に対する家畜防疫対策として、採卵方法及び胚の保存方法を含めた胚移植関連技術の習得のため、民間種豚場を含めた当該技術等の研修受入れを行い、技術の伝達及び成果の普及に貢献した。</p> <p>以上のとおり、中期計画を上回る成果が得られた。</p>	<p>評定</p> <p>A</p> <p><評定に至った理由></p> <p>豚の受精卵移植技術については、手術室や手術台といった専用施設や設備を要する従来の手法を改善するため、①受胎促進効果が期待されるホルモン剤等の投与方法や移植液の流出を防ぐための移植台の検討、②豚への負担軽減に資する侵襲性の低い術法や採卵補助器具の開発、③受精卵の回収率を高めるための子宮灌流範囲の検討を行った。</p> <p>これらの成果を統合することで、専用施設や設備を要することなく、豚を運搬するための労力や豚舎外へ豚を搬出することによる防疫リスクを低減し、さらに、採卵にかかる操作の簡易化も実現した。</p> <p>一連の成果は、胚の供給技術改善のために施設面及び手技習得面で従来の採卵方法における課題点を解決した方法であり、豚舎内で一連の採卵行程が完結する現場に即した新たな採卵手法の開発は、生産現場への受精卵移植関連技術の普及に貢献する大きな成果である。</p> <p>また、これらの検討結果については、学会発表や論文投稿の他、関連成果により、日本養豚学会第18回奨励賞を受賞した。</p> <p>以上より、中期計画を上回る成果が得られたことから「A」評定とする。</p>

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1－4－（4）	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 4 調査・研究及び講習・指導 （4）知財マネジメントの強化

(注) ②主要なインプット情報のうち財務情報は、第1-4の事務及び事業にかかる情報を、人員に関する情報は、法人全体の情報を記載しています。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価						
	中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
	(4) 知財マネジメントの強化 センターが取り組む調査・研究の成果については、成果の権利化又は公知化や、権利化後の特許の開放又は独占的な実施許諾等をはじめ、適正な方法を採用しつつ、成果の普及に取り組むこととする。 【指標】 ○調査・研究に関する業務の推進に当たり、成果の権利化又は公知化、権利化後の特許の開放又は独占的な実施許諾等知財のマネジメント方針の策定と同方針に基づく取組状況	(4) 知財マネジメントの強化 センターが取り組む調査・研究において得られた成果について、権利化又は公知化など適正な取り扱いに関する「実施許諾等知財のマネジメント方針」を令和3年度に策定するとともに、当該方針に基づいた成果の普及に取り組む。	<主な評価指標> 調査・研究に関する業務の推進に当たり、成果の権利化又は公知化、権利化後の特許の開放又は独占的な実施許諾等知財のマネジメント方針の策定と同方針に基づく取組状況	<主要な業務実績> センターの目的である優良な家畜の普及及び飼料作物の優良な種苗の供給の確保を図るための調査研究の成果や新たな改良、飼養技術を円滑かつ効果的に普及させるため、「農林水産省知的財産戦略 2025」を踏まえつつ、「知的財産に関する基本方針」において「実施許諾等知財のマネジメント方針」に関する事項を定め、当該マネジメント方針に基づき知的財産マネジメント委員会を開催し、知的財産の権利化の要否、知的財産の活用及び管理の検討を行うとともに、調査・研究において得られた成果の普及のため、所有する特許について情報提供を行った。 また、単独所有する特許については、特許庁所管の独立行政法人工業所有権情報・研修館が運営する「開放特許情報データベース」に掲載した。 なお、企業等において商品化が見込まれる技術について情報提供を行い「ウシ個体における屠畜後の肉中イノシン酸含量の判定方法」(特許第 6683642 号)について、(一社)家畜改良事業団と実施許諾契約を締結し、黒毛和種を対象としたイノシン酸関連遺伝子型 (NT5E) の遺伝子型検査が実施されている。	<評定と根拠> 「B」 中期計画どおり実施した。	評定 B <評定に至った理由> 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報							
第1－4－（5）	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 4 調査・研究及び講習・指導 （5）講習・指導						

2. 主要な経年データ							
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報							
指標等	達成目標	基準値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
中央畜産技術研修会							
開催数	一	13回	10回	22回	21回	22回	
受講者数（聴講を除く）	一	301名	234名	577名	600名	599名	
研修受講者の理解度	80%以上	88%	86%	90%	96%	96%	
個別研修							
依頼した団体等の数	一	12機関	28機関	35機関	23機関	27機関	
受講者数	一	20名	40名	49名	39名	45名	
研修受講者の理解度	80%以上	100%	100%	96%	97%	89%	
海外技術協力の研修							
受け入れた研修の数	一	2件	1件	3件	1件	2件	
参加国数	一	14か国	11か国	10か国	9か国	13か国	
受講者数	一	15人	16人	32人	9人	15人	
研修受講者の理解度	80%以上	* 2	100%	100%	100%	100%	
団体等が開催する研修の受け入れ							
受け入れた団体等の数	一	6機関	6機関	13機関	17機関	8機関	
参加者数	一	189人	204名	456名	629名	449名	
* 1 基準値の欄は、前中期目標期間最終年度の実績値である。							
* 2 前中期目標期間最終年度は、新型コロナウイルス感染症への対応として、国際的な往来制限が行われたため、海外技術協力の研修については、予定していた研修を完了することができなかった。							
② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
予算額（千円）		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
決算額（千円）		622,779	587,610	567,875	617,078		
経常費用（千円）		619,728	601,427	669,519	604,185		
経常利益（千円）		565,262	568,421	633,822	610,449		
行政コスト（千円）		-67,838	-12,924	-56,226	-109,768		
従事人員数（人）		963	933	932	918		
（うち常勤職員）		758	736	737	748		

(注) ②主要なインプット情報のうち財務情報は、第1－4の事務及び事業にかかる情報を、人員に関する情報は、法人全体の情報を記載しています

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
(5) 講習・指導 生産現場への普及・定着が望まれる畜産技術や、G A P、アニマルウェルフェアの考え方に基づいた飼養管理等の行政課題の解決に向けた講習にも取り組むとともに、研修受講者の理解度が高まるよう、研修内容を充実しつつ、指導に取り組むこととする。	(5) 講習・指導 国、都道府県、団体等からの依頼に基づき中央畜産技術研修会、個別研修、海外技術協力等の研修を実施し、生産現場への普及・定着が望まれる畜産技術を中心に、畜産農家の高齢化や国際化といった行政課題の解決にも資するよう、毎年度、G A Pやアニマルウェルフェアの考え方に基づいた飼養管理やI C T等を駆使した高度な飼養管理、生産管理データの有効活用等に関する講習にも取り組む。なお、これらの研修の実施に当たっては、実施方法やカリキュラムを工夫することなどにより研修内容の充実を図り、研修受講者の理解度が80%以上となるよう取り組む。	<主な評価指標> 研修受講者の理解度が高まるよう、研修内容の充実等に関する取組状況	(次頁)	(次頁)	(次頁)

	中期目標	中期計画	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
	<p>【指標】 ○研修受講者の理解度が高まるよう、研修内容の充実等に関する取組状況 (第4中期目標期間の実績(研修内容の理解度86%)を踏まえ、研修内容について概ね80%以上の理解度を得る。(研修会後のアンケート調査により把握))</p> <p><目標水準の考え方></p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修受講者の理解度については、第4中期目標期間の実績に基づき設定した。 	<p>(前頁)</p> <p><主要な業務実績></p> <p>農林水産省が策定した中央畜産技術研修計画に基づき中央畜産技術研修会を毎年度ほぼ20講座以上(令和3年度は新型コロナ禍により10回)開催し、令和6年度までに2,010名(約503名/年、他聴講129名)を受け入れた。</p> <p>中央畜産技術研修会においては、前年度の研修内容に関するアンケート調査の結果を農林水産省で開催する中央畜産技術研修会推進会議のカリキュラム検討に活用し、講義日程や講義内容の変更など改善を行い実施した。</p> <p>中央畜産技術研修会研修後のアンケート調査の結果、中期目標期間で受講者の理解度(「よく理解」又は「ほぼ理解」)は、令和3年度が86.8%、令和4年度が90.0%、令和5年度が96.2%、令和6年度が96.2%と、すべての年度において理解度80%以上(平均92.3%)となった。同じく満足度(「とても満足」又は「ほぼ満足」)は、令和5年度が96.7%、令和6年度が97.9%と、調査各年度において満足度80%以上(平均97.3%)となった。</p> <p>センターが都道府県、団体等の依頼に基づいて技術研修の内容を設定する個別研修については、毎年度30回程度実施し、令和6年度までに173名を受け入れた。</p> <p>個別研修の実施に当たっては、座学だけでなく実習も積極的に行うとともに、受講者の技術水準に応じた研修内容とするなど工夫して、研修後のアンケート調査の結果、中期目標期間で受講者の理解度(「よく理解」又は「ほぼ理解」)は、令和3年度が98%、令和4年度が96%、令和5年度が97%、令和6年度が89%と、全ての年度において理解度80%以上(平均95%)となった。</p> <p>このほか、団体等が開催する研修については、本所及び牧(支)場において研修施設の提供等を行い、令和6年度までに44回1,738名を受け入れた。</p> <p>また、(独)国際協力機構(JICA)等からの依頼に基づく海外技術協力の研修を毎年度実施し、のべ43か国から計72名を受け入れた。なかでも、開発途上国の畜産行政・畜産振興に携わる人材を対象とする、令和5年度から3年間行った課題別研修「SDGsに配慮した包括的な畜産振興の取組」は、3ヶ月にも及ぶ滞在型研修であり、持続可能な開発目標に配慮した畜産開発を推進するための具体的な行動計画の策定を目標としてカリキュラムの充実化に努めるとともに、1週間にわたるセンター牧場研修を組み込むなど工夫して実施した。</p> <p>これらの取組は、各国の受講者やJICAより好評を得ており、研修後のアンケート調査では、全ての年度において受講者全員が、研修全体について「よく理解できた」と回答し、理解度100%となった。</p> <p>以上のとおり、各種研修において全ての年度において理解度及び満足度がともに目標80%以上を達成しており、中期計画を上回る成果が得られた。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>「A」</p> <p>中期計画に基づき研修を実施した中で、</p> <p>① 中央畜産技術研修会については、毎年度ほぼ20回以上の講座を実施し、計2,010名(他聴講129名)を受け入れた。農林水産省と連携して、毎年度得られた受講者の意見・希望等を翌年度に反映して研修内容の改善を行っており、受講者の理解度及び満足度は、全ての年度において目標とする80%以上の結果(各平均92.3%、97.3%)が得られた。</p> <p>② 個別研修については、毎年度30回程度実施し、計173名を受け入れた。研修内容の充実化や受講者の技術水準に応じた実施内容とするなど工夫し、受講者の理解度は、全ての年度において目標とする80%以上の結果(平均95%)が得られた。</p> <p>このほか、団体等が開催する研修については、研修施設及びセンター各牧(支)場のリソースを活用して、計44件、1,738名を受け入れた。</p> <p>③ 海外技術協力の研修については、中期目標期間に7件72名(のべ43か国)を受け入れた。</p> <p>特に、3ヶ月の長期にわたる滞在型の研修については、開発途上国の畜産行政・畜産振興に携わる人材を対象に、課題別研修「SDGsに配慮した包括的な畜産振興の取組」として、令和5年度から3年間実施した。実践的なカリキュラムの編成として、センター牧場研修を組み込むなど工夫して実施した。</p> <p>これらの取組は、各国の受講者やJICAより好評を得ており、研修後のアンケート調査では、全ての年度において受講者全員が、研修全体について「よく理解できた」と回答し、理解度100%となった。</p> <p>以上のとおり、各種研修において全ての年度において理解度及び満足度がともに目標80%以上を達成しており、中期計画を上回る成果が得られた。</p>	<p>評定</p> <p>B</p> <p><評定に至った理由></p> <p>中央畜産技術研修、個別研修、海外研修のうち、海外研修の理解度については、すべての年度を通して目標数値(理解度80%以上)に対し、A評定の基準である120%(理解度96%)を超えており、中央畜産技術研修、個別研修については、一部の年度は120%(理解度96%)を超えていないことから中期目標期間に見込まれる評定としては「B」とした。</p>	

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1－5	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 5 家畜改良増殖法等に基づく事務		
業務に関する政策・施策	食料・農業・農村基本計画、家畜改良増殖目標、酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針	当該事業実施に係る根拠	独立行政法人家畜改良センター法第11条第2項第1号、第2号、第3号 家畜改良増殖法第35条の2第1項、第3項 種苗法第63条第1項 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第32条第1項
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：

(注) ②主要なインプット情報のうち財務情報は、第1-5の事務及び事業にかかる情報を、人員に関する情報は、法人全体の情報を記載しています。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
5 家畜改良増殖法等に基づく事務 これまでセンターでは、家畜改良増殖法、種苗法及びカルタヘナ法に規定する検査等について、中立・公正な立場にある事務実施機関として、技術、見識及び経験に優れた職員を検査員として任命し、法の規定に基づき、農林水産大臣の指示に従い、検査等を適正に実施してきたところである。 今後とも法の適正な執行に貢献できるよう、センターの持つ技術・知見・人材を活用し、これら検査等の適正な実施に取り組む。	5 家畜改良増殖法等に基づく事務 家畜改良増殖法、種苗法及びカルタヘナ法に規定する検査等の事務実施機関として、中立性・公正性を保つつつ、これらの検査等を適正に実施するため、次の取組を行う。	<評価指標> 小項目の評定	<主要な業務実績> (1) 家畜改良増殖法に基づく事務 A : 4点 (2) 種苗法に基づく指定種苗の集取及び検査並びにカルタヘナ法に基づく立入検査 B : 3点	<評定と根拠> 「A」 平均点：3.5点 ≈ 4点	評定 A <評定に至った理由> 小項目の評定の平均がA評定の判定基準内であったため。 (詳細は61頁～63頁)

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1－5－（1）	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 5 家畜改良増殖法等に基づく事務 （1）家畜改良増殖法に基づく事務

2. 主要な経年データ							
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報							
指標等	達成目標	基準値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
種畜検査							
種畜検査の実施	一	5,524頭	5,700頭	5,794頭	5,890頭	5,911頭	
種畜検査員の確保数	100名以上	138名	143名	154名	163名	156名	
職員に対する講習会の実施	1回以上	1回	1回	1回	1回	1回	
家畜改良増殖法に基づく立入検査等							
農林水産大臣の指示による立入検査等の実施	一	一	73件	38件	37件		
立入検査等の実施に必要な能力等を有する職員の確保	概ね20名	25名	26名	33名	42名	47名	
職員に対する講習会の実施	1回以上	1回	1回	1回	1回	1回	
家畜遺伝資源の流通適正化に係る事務							
職員に対する講習会の実施	1回以上	(注)	1回	1回	1回	1回	
* 1 基準値の欄は、前中期目標期間最終年度の実績値である。							
* 2 家畜遺伝資源の流通適正化に係る事務については、本中期目標期間からの業務であるため、前中期目標期間最終年度の実績値はない（注）。							

（注）②主要なインプット情報のうち財務情報は、第1－5の事務及び事業にかかる情報を、人員に関する情報は、法人全体の情報を記載しています。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
<p>（1）家畜改良増殖法に基づく事務</p> <p>家畜改良増殖法に基づき、センターの持つ技術・知見・人材を活用し、種畜検査や立入検査の適正な実施に取り組むこととする。</p> <p>また、家畜遺伝資源の適正な流通確保に係る事務について、農林水産省から、センターの持つ精液や記録等の管理に係る技術・知見・人材の提供の依頼を受けた場合、業務に支障のない範囲で、積極的に対応することとする。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○家畜改良増殖法に基づく事務の適正な実施のための人材確保等に関する取組状況 ○家畜遺伝資源の適正な流通確保に係る事務に関する農林水産省からの依頼に対する対応実績 <p>（第4中期目標期間の実績（種畜検査に取り組む職員を年度平均125名確保、立入検査に取り組む職員を年度平均24名確保）を踏まえ、種畜検査に取り組む職員を毎年度概ね100名以上確保、立入検査に取り組む職員を毎年度概ね20名以上確保）</p> <p>＜目標水準の考え方＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家畜改良増殖法等に基づく事務を的確に実施するためには、当該立入検査等の実施に必要な能力等を有する職員を安定的に確保することが必要なことから、第4中期目標期間の実績に基づき設定した。 	<p>（1）家畜改良増殖法に基づく事務</p> <p>種畜の交配に伴う疾病のまん延防止及び優良な種畜の利用による我が国の家畜の改良増殖を効果的に推進するため、都道府県等と連携しつつ、所有する技術・人材等を活用して毎年度、種畜検査を実施する。このため、種畜検査員を100名以上確保することとし、種畜検査員の確保のための職員に対する講習を毎年度、1回以上実施するとともに、種畜検査員からの照会に本所改良部が速やかに対応することなどにより、種畜検査を的確に実施する。</p> <p>また、家畜改良増殖法第35条の2第1項の規定に基づき、同条第2項の農林水産大臣の指示に従い、立入り、質問、検査及び収去が的確に実施できるよう、立入検査等の実施に必要な能力等を有する職員を概ね20名確保するとともに、検査員の確保のための職員に対する講習を毎年度、1回以上実施する。あわせて、家畜遺伝資源の流通適正化に係る事務について、農林水産省からの依頼に応える体制を整備するため、精液や記録等の管理に関する技術、経験、知見等の向上を図るための職員に対する講習を毎年度、1回以上実施する。</p>	(次頁)	(次頁)	(次頁)	(次頁)

中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価		
(前頁)	(前頁)	<p><主な評価指標></p> <p>家畜改良増殖法に基づく事務の適正な実施のための人材確保等に関する取組状況</p> <p>家畜遺伝資源の適正な流通確保に係る事務に関する農林水産省からの依頼に対する対応実績</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>都道府県等と連携しつつ、センターが所有する技術・人材等を活用して、毎年度5千頭以上の種畜について、家畜改良増殖法に基づく種畜検査を実施し、その結果を農林水産大臣に報告した。また、令和6年度から開始したデジタル技術を活用した種畜検査（デジタル受検）への対応として、現畜確認に必要な種畜を撮影した見本動画を作成し、都道府県担当者へ配布するとともに、飼養者向けに動画の撮影ポイントをまとめた説明チラシを作成して配布するとともに、令和7年度はデジタル受検の対象に馬を追加するための条件付け等を検討する予定である。</p> <p>種畜検査に必要な能力等を有する職員については、目標の100名を大きく上回る154名（令和3年度～6年度平均）の種畜検査員を任命して確保するとともに、種畜検査を的確に実施するための種畜検査員に対する講習会を毎年度1回、種畜検査員確保のための職員に対する研修会を毎年度1回実施する見込みである。</p> <p>種畜検査員からセンター本所への照会に速やかに対応するため、照会専用の電話を活用し、種畜検査を的確に実施した。</p> <p>農林水産大臣の指示に従い、立入り、質問、検査及び収去を的確に実施できるよう、家畜の改良増殖業務に携わった経験年数等を基に立入検査等の実施に必要な能力等を有する職員を、目標の20名を大きく上回る37名（令和3年度～6年度平均）確保するとともに、検査員の確保のための講習を1回実施してきた。あわせて、家畜遺伝資源の流通適正化に係る事務について、農林水産省からの依頼に応える体制を整備するため、精液や記録等の管理に関する技術、経験、知見等の向上を図るための職員に対する講習を毎年度1回実施してきた。</p> <p>上記のとおり計画を上回る人員の確保に加え、農林水産大臣からの指示に基づき、家畜遺伝資源の流通適正化に係る立入検査を家畜人工授精所に対して実施し、家畜遺伝資源の不正流通防止に寄与した。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>「A」</p> <p>① 毎年度5千頭以上の種畜について、種畜検査を実施し、その結果を農林水産大臣に報告した。</p> <p>② 令和6年度に開始したデジタル受検の申請に必要な種畜の動画撮影について見本動画を作成し、都道府県担当者へ、説明チラシを種畜の飼養者へ配布するとともに、デジタル受検で申請のあった種畜についても適正に検査を実施するとともに、令和7年度は、デジタル受検の対象に馬を追加する見込み。</p> <p>③ 種畜検査、立入検査に必要な能力等を有する職員を目標を上回る人数確保すること等により、正確に種畜検査が行われるとともに、家畜人工授精所に対する立入検査においては、農林水産大臣の指示のあった立入検査（令和4年度73件、令和5年度38件、令和6年度37件）に対応した。</p> <p>以上のとおり、中期計画を上回る成果が得られる見込みである。</p>	<p>評定</p>	<p>A</p> <p><評定に至った理由></p> <p>中期目標期間中、毎年度、概ね5千頭以上の種畜検査を実施した。また、令和6年度にはデジタル受検が開始されたことで、種畜検査員の負担軽減および受検種畜場での防疫上のリスク低減にも貢献した。種畜検査については、令和7年度には、デジタル受検の対象に馬を追加する見込みである。</p> <p>種畜検査を円滑に実施するため、種畜検査に必要な能力等を有する職員について目標を大きく上回る人数確保するとともに、検査員の講習会等を開催した。また、法に基づく立ち入り、質問、検査、収去を的確に実施する種畜検査経験の豊富な職員についても、目標を大きく上回る人数確保した。</p> <p>併せて、貴重な家畜遺伝資源の流通適正化を図るため、農水大臣の指示に従い、家畜人工授精所に対する立入検査を実施した。</p> <p>以上より、中期計画を上回る成果が得られたことから「A」評定とする。</p>

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
第1－5－（2）	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 5 家畜改良増殖法等に基づく事務 （2）種苗法に基づく指定種苗の集取及び検査並びにカルタヘナ法に基づく立入検査							

2. 主要な経年データ							
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報							
指標等							
種苗法に基づく指定種苗の集取及び検査	達成目標	基準値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
集取及び検査した業者数	一	74 業者	74 業者	74 業者	72 業者	72 業者	
集取及び検査した点数	一	1,283 点	1,162 点	1,270 点	1,173 点	1,145 点	
指定種苗の集取及び検査に必要な能力等を有する職員の確保	概ね 10 名	13 名	14 名	14 名	13 名		
職員に対する講習会の実施	1回以上	1回	2回	1回	1回	1回	
カルタヘナ法に基づく立入検査等							
農林水産大臣の指示による立入検査等の実施	一	△	一	一	一	一	
立入検査等に必要な能力等を有する職員の確保	概ね 10 名	15 名	15 名	15 名	14 名		
職員に対する講習会の実施	1回以上	1回	1回	1回	1回	2回	
＊ 基準値の欄は、前中期目標期間最終年度の実績値である。							

（注）②主要なインプット情報のうち財務情報は、第1－5の事務及び事業にかかる情報を、人員に関する情報は、法人全体の情報を記載しています。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価								
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
			業務実績	自己評価				
（2）種苗法に基づく指定種苗の集取及び検査並びにカルタヘナ法に基づく立入検査 種苗法に基づき、センターの持つ技術・知見・人材を活用し、指定種苗の集取及び検査の適正な実施に取り組むこととする。 また、カルタヘナ法に基づき、センターの持つ技術・知見・人材を活用し、遺伝子組換え生物等の使用等に関する立入り、質問、検査及び収去の適正な実施に取り組むこととする。 【指標】 ○種苗法に基づく指定種苗の集取及び検査の適正な実施のための人材確保等に関する取組状況 ○カルタヘナ法に基づく立入検査の適正な実施のための人材確保等に関する取組状況 (第4中期目標期間の実績(指定種苗の集取及び検査に取り組む職員は年度平均 14 名確保)を踏まえ、指定種苗の集取及び検査に取り組む職員を毎年度概ね 10 名以上確保) <目標水準の考え方> ・ 家畜改良増殖法等に基づく事務を的確に実施するためには、当該立入検査等の実施に必要な能力等を有する職員を安定的に確保することが必要なことから、第4中期目標期間の実績に基づき設定した。	（2）種苗法に基づく指定種苗の集取及び検査並びにカルタヘナ法に基づく立入検査 種苗法第 63 条第 1 項の規定に基づき、同条第 2 項の農林水産大臣の指示に従い、指定種苗の集取及び検査の適正な実施のための人材確保等に関する取組状況 ・ 指定種苗の集取及び検査に必要な能力等を有する職員を概ね 10 名確保するとともに、検査員の確保のための職員に対する講習を毎年度、1 回以上実施する。 また、カルタヘナ法第 32 条第 1 項の規定に基づき、同条第 2 項の農林水産大臣の指示に従い、立入り、質問、検査及び収去を的確に実施できるよう、立入検査等の実施に必要な能力等を有する職員を概ね 10 名確保するとともに、検査員の確保のための職員に対する講習を毎年度、1 回以上実施する。	<主な評価指標> 種苗法に基づく指定種苗の集取及び検査の適正な実施のための人材確保等に関する取組状況 ・ カルタヘナ法に基づく立入検査の適正な実施のための人材確保等に関する取組状況	<主要な業務実績> 種苗法第 63 条第 2 項に定める農林水産大臣の指示に従い、73 業者 1,188 点（令和 3 年～6 年の平均）の指定種苗の集取及び検査を実施し、検査結果について同条第 3 項に基づく農林水産大臣報告を行った。このうち、不適と認められた種苗に関しては、業者に対する改善指導を行った。 また、農林水産大臣の指示に従い、指定種苗の集取及び検査を遺漏なく実施するため、検査員に対する講習を毎年 1 回以上実施し、指定種苗の集取及び検査に必要な能力を有する職員を十分に確保した。 カルタヘナ法第 32 条第 2 項に基づく農林水産大臣の指示は無かったものの、農林水産大臣の指示の際の立入り、質問、検査及び収去を的確に実施するため、検査員確保のための職員に対する講習を毎年 1 回以上実施するとともに、立入検査等の実施に必要な能力を有する職員を確保した。	<評定と根拠> 「B」 中期計画どおり実施した。	評定	B	<評定に至った理由> 自己評価の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。	

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1－6	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 6 牛トレーサビリティ法に基づく事務		
業務に関する政策・施策	食料・農業・農村基本計画、家畜改良増殖目標、酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針	当該事業実施に係る根拠	独立行政法人家畜改良センター法第11条第2項第4号 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法第20条、同法施行令第5条
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：

(注) ②主要なインプット情報のうち財務情報は、第1-6の事務及び事業にかかる情報を、人員に関する情報は、法人全体の情報を記載しています。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
6 牛トレーサビリティ法に基づく事務 これまでセンターでは、牛トレーサビリティ法に規定する牛個体識別台帳や牛の出生等の届出及び耳標の管理に係る事務等の適正な実施のため、届出内容のエラー情報に関する牛の管理者等への事実確認による速やかな解消、操作性や応答性の改善等の使用者の意見を踏まえた牛個体識別システムの利便性の向上等の事務を適正に実施してきたところである。 今後とも法の適正な執行に貢献できるよう、センターの持つ技術・知見・人材を活用し、これら事務の適正実施に取り組む。また、牛個体識別番号がキー情報となっている全国版畜産クラウドにおける個体識別情報の有効活用に取り組む。	6 牛トレーサビリティ法に基づく事務 牛トレーサビリティ法に規定する牛個体識別台帳や牛の出生等の届出及び耳標の管理に係る事務等の適正な実施や、牛個体識別番号がキー情報となっている全国版畜産クラウドにおける個体識別情報の有効活用等を行うため、次の取組を行う。	<評価指標> 小項目の評定	<主要な業務実績> (1) 牛トレーサビリティ法に基づく委任事務の実施 A : 4点 (2) 牛個体識別に関するデータの活用 A : 4点	<評定と根拠> 「A」 平均点：4点	評定 A <評定に至った理由> 小項目の評定の平均がA評定の判定基準内であったため。 (詳細は65頁～70頁)

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1－6－（1）	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 6 牛トレーサビリティ法に基づく事務 （1）牛トレーサビリティ法に基づく委任事務の実施

2. 主要な経年データ							
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報							
指標等	達成目標	基準値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
届出受理件数	—	1,120万件	1,112万件	1,105万件	1,083万件		
届出内容のエラ一件数	—	17万件	14万件	14万件	14万件		
牛個体識別台帳への記録件数	—	1,061万件	1,073万件	1,070万件	1,044万件		
修正請求に係る修正件数	—	7.4万件	7.2万件	8.9万件	6.8万件		
個体識別番号の決定及び通知の頭数	—	131万頭	129万頭	125万頭	121万頭		
個体識別番号の決定及び通知の頭数	—	124万頭	132万頭	133万頭	132万頭		
農林水産省からの緊急検索依頼に対する対応実績	—	—	—	—	—		
机上演習の実施回数	—	2回	2回	2回	2回		

(注) ②主要なインプット情報のうち財務情報は、第1－6の事務及び事業にかかる情報を、人員に関する情報は、法人全体の情報を記載しています。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		
			業務実績	自己評価	
(1) 牛トレーサビリティ法に基づく委任事務の実施 牛トレーサビリティ法に基づき、センターの持つ技術・知見・人材を活用し、牛個体識別台帳の作成・記録、公表等に関する事務の適正な実施に取り組むこととする。 また、家畜伝染性疾病的発生時等において、農林水産省から牛個体識別台帳に記録・保存されている情報に関する緊急検索等の要請を受けた場合、速やかな実施に取り組むこととする。	(1) 牛トレーサビリティ法に基づく委任事務の実施 牛トレーサビリティ法に基づき、農林水産大臣から委任された牛個体識別台帳の作成・記録、公表等に関する事務を適正に実施する。 また、家畜伝染性疾病的発生時等において、農林水産省から牛個体識別台帳に記録・保存された情報に関する緊急検索等の依頼を受けた場合、速やかに対応できるよう取組を進める。これに備え、緊急検索体制を整備する。	<主な評価指標> 牛トレーサビリティ法に基づく委任事務の実施に関する取組状況 家畜伝染性疾病的発生等に伴う緊急検索等の農林水産省からの要請に対する対応実績	(次頁)	(次頁)	(次頁)

中期目標	中期計画	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
		業務実績	自己評価	
【指標】 ○牛トレーサビリティ法に基づく委任事務の実施に関する取組状況	(前頁)	<p><主要な業務実績></p> <p>牛トレーサビリティ法第 20 条及び同法施行令第 5 条の規定に基づき、農林水産大臣から委任された牛個体識別台帳を作成するため、年平均で約 1,105 万件の届出を受理し、1,062 万件の情報を記録し、約 130 万頭の牛の死亡及びとさつ情報を保存（令和 7 年 3 月末の保存頭数：累計約 2,904 万頭）及び約 7 万 6 千件の記録の修正・消去を行った。牛個体識別台帳に記録された事項について、インターネットを用いて公表し、1 日平均約 39 万 9 千頭の検索があった。出生牛約 126 万頭（年平均、以下同じ）、輸入牛約 5 千頭について、個体識別番号の決定・通知に関する事務を的確に実施した。</p> <p>届出に関するエラー情報（牛個体識別台帳に記録できなかった届出に関する情報）の件数は約 15 万件あり、基本的には農政局等の牛トレーサ担当者が管理者等に確認し、指導して修正等を行うが、この事実確認には時間がかかることから、<u>と畜場への搬入時などと畜の届出に関するエラー情報については、円滑な牛肉の流通に資するため、牛の管理者及びと畜者等にセンター自らが、すみやかに牛の管理者及びと畜者等に事実確認を行い、約 9,200 頭のエラー解消を積極的に実施した。</u></p> <p><u>都道府県を通じた牛の管理者等からの急を要する耳標の送付要望に対応するため、都道府県の依頼を受け、都道府県内で耳標の管理者変更を約 2 千件（約 5 万頭）実施し、離農管理者等の耳標についても、都道府県内での調整により、有効利用を図った。</u></p> <p>これに加え、都道府県内における耳標の管理者変更手続き業務の省力化を図るため、農林水産省、北海道及び家畜個体識別システム定着化事業の事業実施主体である（一社）家畜改良事業団（LIAJ）と連携し、北海道庁の振興局管内を単位とした拠点（地域拠点）を設定して、拠点内における耳標の管理者変更処理を自動的に行える仕組みを構築し、十勝振興局管内を対象として試行した。さらに、全道を対象とした運用の展開に向けて関係者と協議を行い、<u>令和 5 年 12 月から北海道内全域に拠点を設定（14 地域拠点及び 31 所属団体）して管理者変更処理を開始し、さらに令和 6 年度は、管理者変更後の耳標の管理者からの出生届情報を速やかに処理し、牛個体識別台帳に記録できるよう農林水産省及び北海道と連携し体制を整えた。</u></p> <p>牛トレーサビリティ法に基づく耳標について、毎年度耳標の規格が適合しているかどうかを確認する審査を実施（新規耳標 1 件を含む）するとともに、耳標審査委員会を開催し、審査結果を取りまとめ、農林水産省に報告した。また、耳標審査の合格後 3 年に 1 度行うことになっているフォローアップのための立会検査を 7 件実施し、配付耳標の性能確認をした。</p> <p>特に、令和 7 年度に供給する耳標においては、<u>動物実験の 3 R の原則に基づき、牛の代替となるシリコン製の試験素材を用いた新たな試験方法を採用し、牛を試験に用いるフィールド試験を廃止する等、審査方法を見直した。</u></p> <p>また、国内における口蹄疫等の家畜伝染性疾病的発生時等において、農林水産省からの緊急検索の依頼に速やかに対応するため、常時 6 名以上の検索要員を確保するとともに、BSE 緊急検索プログラム操作の演習や口蹄疫発生に係る机上演習を毎年 2 回実施に加え、検索作業の効率化等を図るため、BSE 検索システムの改修に取り組むとともに</p>	<p><評定と根拠></p> <p>「A」</p> <p>牛トレーサビリティ法に基づく委任事務として、以下の事務を的確に実施した。</p> <p>① 年平均で約 1,105 万件の届出を受理し、1,062 万件の情報を牛個体識別台帳に記録し、約 130 万頭の牛の死亡及びとさつ情報を保存した。また、約 7 万 6 千件の記録の修正・消去を実施した。</p> <p>② 牛個体識別台帳に記録した事項について、インターネットを用いて公表し、1 日平均約 39 万 9 千頭の検索があった。</p> <p>③ 出生牛約 126 万頭、輸入牛約 5 千頭（ともに年平均）について、個体識別番号の決定及び通知を実施した。</p> <p>④ 毎年度実施している牛トレーサビリティ法に基づく耳標の規格審査について、今中期目標期間内には、新規耳標 1 件について、センターの牧場でのフィールド試験や、個体識別部での立会検査を実施するとともに、耳標審査の合格後 3 年に 1 度行うことになっているフォローアップのための立会検査を 7 件実施し、その試験・検査結果等を踏まえ、関係機関と連携・協議を行うとともに耳標審査委員会を開催し、審査結果を取りまとめ、農林水産省に報告した。</p> <p>⑤ 農林水産省からの緊急検索依頼に速やかに対応するため、個体識別部において常時 6 名以上の検索要員を確保し、BSE 緊急検索プログラム操作の演習や口蹄疫発生に係る緊急検索の机上演習を毎年 2 回実施することにより、緊急検索体制の実効性を担保した。</p> <p>上記に加え、牛トレーサビリティ制度の円滑な運営のため、以下の事務を実施した。</p> <p>① 特に緊急を要すると畜場への搬入やと畜の届出に関するエラーについて、農林水産省地方農政局等に代わり、センター自らが、牛の管理者及びと畜者等に事実確認を行い、年平均約 9,200 頭のエラー解消を実施した。</p> <p>② 牛の管理者等からの緊急的な耳標の送付要望に対応するため、配付済みの都道府県内の耳標の未使用分の管理者変更を年平均約 2 千件（約 5 万頭）実施した。</p> <p>また、耳標の管理者変更手続き業務の省力化を図るため、北海道庁の振興局管内を単位とした自動的耳標の管理者変更処理を行う仕組みを構築し、十勝振興局管内における試行を経て、令和 5 年 12 月から北海道内全域に拠点を設定して管理者変更処理を実施した。</p> <p>③ 耳標の審査について、令和 7 年度に供給する分から、動物実験</p>	<p>評定</p> <p>A</p> <p><評定に至った理由></p> <p>牛トレーサビリティ法に基づく委任事務の実施については、5 期中期目標期間を通じて、農林水産大臣からの委託を受け、牛個体識別台帳を作成するため、年平均で約 1,105 万件の届出受理 1,062 万件の情報記録、約 130 万頭の牛の死亡及びとさつ情報の保存（令和 7 年 3 月末の保存頭数：累計約 2,904 万頭）及び約 7 万 6 千件の記録の修正・消去を行った。特に急を要すると畜場搬入時のエラー情報の修正は迅速に対応したほか、都道府県を通じた生産者からの至急の耳標の送付要望にも対応した。</p> <p>さらに、耳標の管理者変更手続きを自動的に行える仕組みの構築については、十勝支庁管内から北海道全道に拡大して取り組んだほか、耳標の規格適合試験方法については、動物実験の 3 R の原則に基づき、生体牛ではなくの代替の試験素材を用いた新たな試験方法への見直しを行ったほか、検索作業の効率化を図るためのシステム改修、東日本大震災による東京電力福島第二原子力発電所事故に伴う周辺地域の繫養牛検索にも対応した。</p> <p>以上、中期計画を上回る成果が得られたことから、「A」評定とする。</p>

	<p>に、BSE防疫指針等の変更を踏まえ、マニュアルの見直しを行い、併せて、検索作業の迅速化等を図るため、担当職員が民間で実施しているシステム関係の研修に延べ18名受講した。</p> <p>この他、農林水産省からの東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う検索依頼に速やかに対応するため、当該地域の繋養牛についての異動情報等があるかどうか日々確認を行い、情報が更新された際には、依頼があった原発周辺市町村の繋養牛リスト及び異動情報等をこれまで計58回（139頭）報告した。</p> <p>これらにより、農林水産省からの緊急検索等の依頼にも速やかに対応する実効性を担保した。</p>	<p>の3Rの原則に基づき、牛の代替となるシリコン製の試験素材を用いた新たな試験方法を採用し、牛を試験に用いるフィールド試験を廃止する等、審査方法を大幅に見直した。</p> <p>④ 農林水産省からの緊急検索依頼の迅速化・効率化等を図るため、BSE検索システムの改修、BSE防疫指針等の変更を踏まえたマニュアルの見直し及び民間で実施しているシステム関係の研修に担当職員を派遣し、延べ18名受講させた。</p> <p>⑤ その他、農林水産省からの検索依頼を受け、東京電力福島第一原子力発電所周辺市町村の繋養牛リスト及び異動情報等を58回（139頭）報告した。</p> <p>以上のとおり、中期計画を上回る成果が得られた。</p>	
--	--	---	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1－6－（2）	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 6 牛トレーサビリティ法に基づく事務 （2）牛個体識別に関するデータの活用

2. 主要な経年データ							
② 主要なアウトプット（アウトカム）情報							
指標等	達成目標	基準値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
牛個体識別データの情報提供回数	—	1,172	1,443	1,530	896		

（注）②主要なインプット情報のうち財務情報は、第1－6の事務及び事業にかかる情報を、人員に関する情報は、法人全体の情報を記載しています。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価						
	中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
	<p>（2）牛個体識別に関するデータの活用 牛個体識別番号がキー情報となっている全国版畜産クラウドにおける個体情報の利用の推進のほか、行政施策の適正な執行、畜産物の適正な流通等に資するため、個人情報の管理を適正に実施し、牛個体識別台帳に蓄積されたデータの有効活用に取り組むこととする。 また、牛個体識別システムの利用者の利便性等を高めるとともに、情報セキュリティ対策の強化に取り組むこととする。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○牛個体識別データの活用のために利便性向上に向け、システム改善やニーズを踏まえた情報提供等に関する取組状況 ○牛個体識別システムの情報セキュリティ対策（システム開発・改修時の仕様等）の取組状況 	<p>（2）牛個体識別に関するデータの活用 関係機関・団体等と連携を図り、牛個体識別番号がキー情報となっている全国版畜産クラウドにおける個体情報の利用の推進のほか、行政施策の適正な執行や畜産物の適正な流通等に資するため、個人情報の管理を適正に実施しつつ、牛個体識別台帳に蓄積されたデータの有効活用を進める。 また、牛個体識別システムの利用者の利便性等の向上を図るため、毎年度、計画的にニーズ調査を実施し、システム改修等を行うとともに、情報セキュリティ対策の強化を行う。</p>	<p><主な評価指標> 牛個体識別データの活用のために利便性向上に向け、システム改善やニーズを踏まえた情報提供等に関する取組状況 牛個体識別システムの情報セキュリティ対策（システム開発・改修時の仕様等）の取組状況</p>	(次頁)	(次頁)	(次頁)

中期目標	中期計画	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
		業務実績	自己評価		
(前頁)	(前頁)	<p><主要な業務実績></p> <p>牛個体識別台帳に蓄積されたデータについて、同意農家 8,834 件分の牛個体識別情報を全国版畜産クラウドに継続的に提供するとともに、定期的に集計しホームページ上で公表している届出統計情報について、畜産クラウドシステムを通じて農業データ連携基盤（WAGR I）に 56 回情報提供した。</p> <p>情報提供のための専用サーバを通じてオンラインで情報提供している全国団体（4団体）について、システム改修の要望に応じて一部クラウドサービスに移行するとともに、データ取得に関する照会にも対応した。毎年度意見交換会を開催し、システムの稼働状況及び懸案事項について全国団体と意見交換を行うなど、システムの安定稼働と円滑な情報提供の維持に努めた。加えて、翌年度の必要経費について、事前に全国団体に説明し了解を得て、システム利用に係る年間契約を締結するなど継続利用を確保した。</p> <p>国・都道府県・関係団体や牛の管理者からの牛個体識別情報の活用に関する照会に対し丁寧に説明を行い、国、都道府県、市町村、農協等が行う各種補助事業の要件確認等の利用申請に対応して、合計で 5,041 回の情報提供（第4中期目標期間は利用請求 2,211 件）を行った。しかし、令和 4 年度はこのデータ提供の取組の中で、国産粗飼料利用拡大緊急酪農対策事業における交付対象頭数を確認するために提供したデータにおいて、誤った抽出プログラムを作成し誤ったデータを提供したケースが生じ、補助金の過払いを招く事態となったことを踏まえ、誤提供の再発防止のため、業務改善策として、ア) プログラム作成前に、提供を求められているデータの内容を担当する全職員の間で正しく共有する、イ) 新規作成したプログラムは、システムエンジニアなどの第三者による確認を義務付ける、ウ) プログラムの実行過程における中間保管により、プログラムが適正に稼働しているかの検証を提供開始前に行う、エ) 抽出結果は、適正性を確認した後に提供するなどの措置を講じており、これらの取組を作業手順書に取りまとめて部内で共有し、情報提供手順に沿って作業を進めるなど実施を徹底した。</p> <p>また、牛個体識別検索サービスで提供している牛の履歴情報等について、利用者ニーズを踏まえてデータの加工・流用が容易な XML 形式で提供するシステムの利用を推進し、22 件（第5期中期期間で 10 件増）の利用者に安定的に情報提供するとともに、翌年度の年間契約を締結し、継続利用を確保するなど、牛個体識別情報の一層の有効活用を進めた。</p> <p>情報提供の際は、提供ファイルにパスワードを設定するなど個人情報を適正に管理するとともに、令和 5 年度に牛個体識別全国データベース利用規程を改正し、利用申請を電子メール等により効率良く受理し処理することにより、迅速かつ的確に情報提供を行った。</p> <p>令和 5 年度から畜産クラウド全国推進コンソーシアムの構成員として、牛個体識別情報活用の基盤である牛個体識別電算システムの効率的・安定的な運用に関する機能強化及び利便性向上に向け、中期目標設定時には想定されていなかった全面的なシステム再開発に取組んでいる。</p> <p>システム再開発に当たっては、令和 4 年度に発生した誤ったデータ提供の反省から、担当職員だけで業務が完結しない仕組みとして、職員ごとの適切な権限の付与や作業記録の保存のほか、別の職員によるチェックや承認の機能を設けることをシス</p>	<p><評定と根拠></p> <p>「A」</p> <p>牛個体識別データの有効活用のため、以下の情報提供等に取り組んだ。</p> <p>① 8,834 件の同意農家に係る牛個体識別情報の全国版畜産クラウドへの提供並びに届出統計情報の畜産クラウドを通じた農業データ連携基盤（WAGR I）への提供を行った。</p> <p>② オンラインで情報提供している全国団体（4団体）について、システム改修の要望に応じて一部クラウドサービスに移行するとともに、全国団体との意見交換会によりシステムの稼働状況及び懸案事項について意見交換を行うなど、システムの安定稼働と円滑な情報提供の維持に努めた。さらに、翌年度の年間契約についても締結するなど継続利用を確保した。</p> <p>③ 国・都道府県・関係団体や牛の管理者等利用者の要望に応じたデータ提供について、国、都道府県、農協等が行う各種補助事業における要件確認等の増加に対応し、5,041 回提供（第4中期目標期間は利用請求 2,211 件）するなど、多数の利用請求に対し情報提供を行い、補助事業の適正な実施に貢献した。また、令和 4 年度の誤提供を踏まえ、誤提供の再発防止のための業務改善策を作業手順書に取りまとめ、実施を徹底した。</p> <p>④ 牛の履歴情報等をデータの加工・流用が容易な XML 形式で提供するシステムの利用を推進し、22 件の利用者に継続的に情報提供するとともに、翌年度の年間契約についても締結し継続利用を確保するなど、牛個体識別情報の一層の有効活用を進めた。</p> <p>上記に加え、業務の効率化、利便性向上を含めた多様なニーズへの対応、情報セキュリティ対策を含めたシステム再開発のため、以下の業務に取り組んだ。</p> <p>① 令和 5 年度に牛個体識別全国データベース利用規程を改正することにより、利用申請を電子メールにより効率良く受理し処理できるよう改善し、個人情報を適正に管理しつつ、迅速かつ的確に情報提供を行った。</p> <p>② システム面においても、担当職員だけで完結しないダブルチェックの仕組みをシステム要件に盛り込み、システム再開発によるヒューマンエラーの削減を図る工夫を講じた。</p>	<p>評定</p>	<p>A</p> <p><評定に至った理由></p> <p>牛個体識別データの有効活用のため、①同意農家にかかる牛個体識別情報の全国版畜産クラウドへの提供、届出統計情報の畜産クラウドを通じた農業データ連携基盤（WAGR I）への提供、②国・都道府県・関係団体や牛の管理者等利用者の要望に応じた牛個体識別情報の提供（第5中期目標期間 5,041 回（第4中期は 2,211 件）など、多数の利用請求に対し牛個体識別情報の提供を行い、補助事業の適正な実施等に貢献してきた。</p> <p>また、さらなる利便性向上のため、オンラインで情報提供している全国団体（4団体）とシステムの稼働状況及び懸案事項について意見交換を行うなど、システムの安定稼働と円滑な情報提供の維持に努めたほか、牛の履歴情報等をデータの加工・流用が容易な XML 形式での情報提供を行う、牛個体識別全国データベース利用規程を改正し、利用申請を電子メールにより効率良く受理し処理できるようシステム改修するなど、牛個体識別情報の一層の有効活用を進めた。</p> <p>さらに、令和 5 年度からは、畜産クラウド全国推進コンソーシアムの構成員として、中期目標設定時には想定されていなかった牛個体識別情報活用の基盤である牛個体識別電算システムの全面的な再開発に取り組んだ。なお、システム再開発に当たっては、業務フローから見直すことで業務全体の効率化を図ったほか、情報セキュリティ対策を含め、各種要件を取りまとめた上でシステム再開発計画を策定し、計画的なシステム再開発に取り組んだ。</p> <p>加えて、コンソーシアムで提示された畜産クラウドの機能強化方針に基づく整備にも着手し、暫定環境による仮運用システムを構築するなど、積極的に利用を推進した。</p> <p>以上のとおり、中期計画を上回る成果が得られたため「A」評定とする。</p>

	<p>テム要件として盛り込み、ヒューマンエラーの予防や削減を図る工夫を講じた。</p> <p>このほか、畜産関係団体の意見・要望を把握するためのアンケート調査を行い、牛個体識別電算システムの再開発において対応を検討する事項として回答を取りまとめるとともに、これまでのユーザー対応等により蓄積された要望や意見等を含めた業務全体の現状を把握するための調査を行い、調査結果を踏まえ<u>新たな業務フローを検討し、検討結果をシステム再開発の基礎とし、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群に定められている情報セキュリティ対策の確保を含め、これら各要件を取りまとめた要件定義を実施し、牛個体識別電算システム再開発計画を策定した。</u>当該計画に基づき、セキュリティ要件を含む各要件を仕様書等に明示し、<u>システム再開発に取り組み、クラウド環境でのデータベース構築等、基礎となるシステムの構築工程を完了した。</u></p> <p>さらに、コンソーシアムで提示された畜産クラウドの機能強化方針に基づく牛個体識別情報の多様な情報提供ニーズに対応した整備として、情報利用希望者からのヒアリングを実施し、その結果や令和5年度に実施したアンケート調査での意見・要望を踏まえ、暫定環境による仮運用システムを構築するなど、積極的に利用を推進した。</p>	<p>③ 令和5年度から畜産クラウド全国推進コンソーシアムの構成員として、中期目標設定時には想定されていなかった牛個体識別情報活用の基盤である牛個体識別電算システムの全面的な再開発に取り組んだ。</p> <p>システム再開発に当たっては、業務フローから見直すことで業務全体の効率化を図ったほか、各種要件を取りまとめた上でシステム再開発計画を策定し、計画的なシステム再開発に取り組んだ。</p> <p>さらに、コンソーシアムで提示された畜産クラウドの機能強化方針に基づく整備にも着手し、暫定環境による仮運用システムを構築するなど、積極的に利用を推進した。</p> <p>以上のとおり、中期計画を上回る成果が得られた。</p>	
--	---	---	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報						
第1－7	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 7 センターの人材・資源を活用した外部支援					
業務に関する政策・施策	食料・農業・農村基本計画、家畜改良増殖目標、酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針			当該事業実施に係る根拠	独立行政法人家畜改良センター法第11条第1項第6号	
当該項目の重要度、難易度				関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：	

2. 主要な経年データ								
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報								
指標等	達成目標	基準値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）								
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
予算額（千円）		258	411	353	326			
決算額（千円）		121	252	52	120			
経常費用（千円）		121	252	52	120			
経常利益（千円）		-121	-252	-37	-104			
行政コスト（千円）		121	252	52	120			
従事人員数（人）		963	933	932	918			
（うち常勤職員）		758	736	737	748			

(注) ②主要なインプット情報のうち財務情報は、第1－7の事務及び事業にかかる情報を、人員に関する情報は、法人全体の情報を記載しています。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価		
7 センターの人材・資源を活用した外部支援 これまでセンターでは、地震や台風等の大規模な自然災害、豚熱や高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染性疾患が発生した場合、被害のあった地域等の畜産の復旧・復興に向けた支援を実施してきたところである。 今後とも、災害等が発生した場合において、農林水産省、都道府県等からの要請等に応じて、センターの持つ技術・知見・人材を活用した支援について、通常業務に支障が生じない範囲で、積極的に対応することとする。 また、外部からの試験研究に関する協力依頼等の作業受託についても、通常業務に支障が生じない範囲で、積極的に対応することとする。	7 センターの人材・資源を活用した外部支援 国内における大規模な自然災害や家畜伝染性疾患の発生に伴い、被害のあった地域等の畜産の復旧・復興に資するよう、農林水産省、都道府県等から要請等があつた場合や、都道府県、大学等から試験研究に関する協力依頼等があつた場合には、センターの持つ技術・知見・人材や家畜等を活用し、通常業務に支障が生じない範囲で積極的に支援・協力するものとし、次の取組を行う。	<評価指標> 小項目の評定	<主要な業務実績> (1) 緊急時における支援 S : 5点 (2) 災害等からの復興の支援 A : 4点 (3) 作業の受託等 B : 3点	<評定と根拠> 「A」 平均点：4点	評定 <評定に至った理由> 中項目の評定の平均がA評定の判定基準内であったため。 (詳細は72頁～74頁)	A

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1－7－（1）	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 7 センターの人材・資源を活用した外部支援 （1）緊急時における支援

2. 主要な経年データ							
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報							
指標等	達成目標	基準値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
防疫対応作業等への人 員派遣	—	△	22人	76人	26人	13人	
(うち家畜伝染性疾病)	—	△	22人	76人	26人	13人	
(うち自然災害)	—	△	—	—	—	—	

(注) ②主要なインプット情報のうち財務情報は、第1－7の事務及び事業にかかる情報を、人員に関する情報は、法人全体の情報を記載しています。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	主務大臣による評価	
			業務実績		
(1) 緊急時における支 援 国内において、高病原性鳥インフルエンザ等家畜伝染性疾病や自然災害が発生し、農林水産省又は都道府県等から防疫対応作業等への人員派遣要請があった場合には、業務に支障のない範囲で、積極的に対応することとする。 また、緊急時における支援を円滑に行うため、情報を速やかに伝達・共有できるよう連絡体制の整備等に取り組むこととする。 【指標】 ○農林水産省又は都道府県からの人員派遣要請に対する対応実績 ○センター内における情報の速やかな伝達・共有に関する取組状況	(1) 緊急時に おける支援 国内において、高病原性鳥インフルエンザ等家畜伝染性疾病や自然災害が発生し、農林水産省又は都道府県から防疫対応作業等への人員派遣要請があった場合には、業務に支障のない範囲で、積極的に対応することとする。 また、緊急時における支援を円滑に行うため、情報を速やかに伝達・共有できるよう連絡体制の整備等に取り組むこととする。 【指標】 ○農林水産省又は都道府県からの人員派遣要請に対する対応実績 ○センター内における情報の速やかな伝達・共有に関する取組状況	<主な評価指 標> 農林水産省から 職員の派遣が可能となる連絡体制を整備するとともに、本所・各牧場等から へのメール送受信により緊急連絡体制の確認を行い(毎年度2回実施)、速やかな職員の派遣が可能 であることを確認し要請に備えた。 令和3年度には、4月以降農林水産省からの高病原性鳥インフルエンザ及び豚熱の発生の事例(27 例)を速やかに伝達・共有を行った。加えて、防疫作業への緊急支援要請(5例)に対応し、速やか に派遣準備を行い、栃木県・群馬県・宮城県の農場で発生した豚熱4例、12月に熊本県の農場で発 生した高病原性鳥インフルエンザ1例に対して、派遣要請先の求めに応じ、防疫現場で不足して いた重機の取扱いに熟練した職員を延べ22名、曜日を問わず通常業務や休日当番等を調整した上で、 速やかに現地に派遣した。 令和4年度には、4月以降農林水産省からの高病原性鳥インフルエンザ及び豚熱の発生の事例(99 例)を速やかに伝達・共有を行った。加えて、防疫作業への緊急支援要請(14例)に対応し、速や かに派遣準備を行い、群馬県・栃木県の農場で発生した豚熱2例、10月以降、北海道、岡山県、茨 城県、福岡県、新潟県の農場で発生した高病原性鳥インフルエンザ8例に対して、派遣要請先の求 めに応じ、防疫現場で不足していた重機の取扱いに熟練した職員を延べ76名、曜日を問わず通常 業務や休日当番等を調整した上で、速やかに現地に派遣した。 令和5年度には、4月以降農林水産省からの高病原性鳥インフルエンザ及び豚熱の発生等の事例 (16例)を速やかに伝達・共有を行った。加えて、北海道、群馬県の農場で発生した高病原性鳥イ ンフルエンザ4例への防疫作業緊急支援要請に対応し、速やかに派遣準備を行い、派遣要請先の求 めに応じ、防疫現場で不足していた重機の取扱いに熟練した職員を延べ26名、年度始年末年始等 曜日を問わず通常業務や休日当番等を調整した上で、速やかに現地に派遣した。 令和6年度には、4月以降農林水産省からの高病原性鳥インフルエンザ及び豚熱の発生の事例(59 例)を速やかに伝達・共有を行った。加えて、栃木県の農場で発生した豚熱1例及び新潟県の農場 で発生した高病原性鳥インフルエンザ1例への防疫作業緊急支援要請に対応し、速やかに派遣準備 を行い、派遣要請先の求めに応じ、防疫現場で不足していた重機の取扱いに熟練した職員を延べ13 名、曜日を問わず通常業務や休日当番等を調整した上で、速やかに現地に派遣した。	<評定と根拠> 「S」 高病原性鳥インフルエンザ 及び豚熱の発生に際し、発生 道県からの防疫作業への要請 に対して、4年間で延べ137 名を速やかに派遣し、現地で の防疫作業の円滑化に貢献し た。 要請を受けるに当たって は、年度始めや年末年始等曜 日を問わず、農林水産省、セ ンター本所、発生道県周辺の 牧場との間で緊張感をもつて 連携しながら、通常業務や 休日当番等を調整し迅速に対 応した。 令和3年9月には、高病原性 鳥インフルエンザ、豚熱、 各々について、まん延を防止 するための防疫措置への貢 献に対する農林水産大臣表彰を 受けた。 以上のとおり、中期計画を 大きく上回り、かつ顕著な成 果が得られた。	評定 S	<評定に至った理由> 高病原性鳥インフルエンザ 等の発生に際し、発生道県か らの要請に対して、4年間で 延べ137名の職員を速やかに 派遣し、現地での防疫作業の 円滑化に貢献した。 この際、年末年始、休日昼 夜を問わず、通常業務や休日 当番等を調整し迅速に対応 した。 また、令和3年9月には、 高病原性鳥インフルエンザ、 豚熱について、防疫措置への 貢献に対する大臣表彰を受けた。 以上により、中期計画を大 きく上回る顕著な成果が得 られたことから「S」評定と する。

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-7-(2)	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 7 センターの人材・資源を活用した外部支援 (2) 災害等からの復興の支援

2. 主要な経年データ													
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報								② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
粗飼料の供給に関する支援	—	△	1回	—	—	—		予算額（千円）	258	411	353	326	
								決算額（千円）	121	252	52	120	
								経常費用（千円）	121	252	52	120	
								経常利益（千円）	-121	-252	-37	-104	
								行政コスト（千円）	121	252	52	120	
								従事人員数（人）	963	933	932	918	
								（うち常勤職員）	758	736	737	748	

(注) ②主要なインプット情報のうち財務情報は、第1-7の事務及び事業にかかる情報を、人員に関する情報は、法人全体の情報を記載しています。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価						
	中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
	<p>(2) 災害等からの復興の支援</p> <p>自然災害や家畜伝染性疾病により影響を受けた地域における畜産業の復興を支援するため、農林水産省又は都道府県等から、種畜や粗飼料等の供給に関する支援について要請を受けた場合には、業務に支障のない範囲で、積極的に対応することとする。</p> <p>このため、センターで行う優良品種を活用した粗飼料生産については、災害等からの復興の支援に対応するため、センターの通常業務に伴う需要を上回る生産に取り組むこととする。</p> <p>さらに、災害等による影響を考慮して、全国的な視点からの家畜改良に資するような、種畜等の育種資源の保管・調査・検査等の計画的な実施に関する協力依頼を受けた場合には、防疫措置等を考慮した上で、積極的に対応することとする。</p> <p>【指標】</p> <p>○種畜や粗飼料等の供給等に関する農林水産省又は都道府県からの支援要請への対応実績</p>	<p>(2) 災害等からの復興の支援</p> <p>自然災害や家畜伝染性疾病により影響を受けた地域における畜産業の復興を支援するため、農林水産省又は都道府県等から、種畜や粗飼料等の供給に関する支援について要請を受けた場合には、業務に支障のない範囲で、積極的に対応する。</p> <p>このため、センターで行う優良品種を活用した粗飼料生産については、災害等からの復興の支援に対応するため、センターの通常業務に伴う需要を上回る生産に取り組む。</p> <p>さらに、災害等による影響を考慮して、全国的な視点からの家畜改良に資するような、種畜等の育種資源の保管・調査・検査等の計画的な実施に関する協力依頼を受けた場合には、防疫措置等を考慮した上で、積極的に対応する。</p>	<p><主な評価指標></p> <p>種畜や粗飼料等の供給等に関する畜産業の復興を支援するため、農林水産省又は都道府県等から、種畜や粗飼料等の供給に関する支援について要請を受けた場合には、業務に支障のない範囲で、積極的に対応する。</p> <p>このため、センターで行う優良品種を活用した粗飼料生産については、災害等からの復興の支援に対応するため、センターの通常業務に伴う需要を上回る生産に取り組む。</p> <p>さらに、災害等による影響を考慮して、全国的な視点からの家畜改良に資するような、種畜等の育種資源の保管・調査・検査等の計画的な実施に関する協力依頼を受けた場合には、防疫措置等を考慮した上で、積極的に対応する。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>毎年発生する集中豪雨、台風及び地震等自然災害発生時や年度初め年末年始時期に農林水産省からの粗飼料の支援可能数量の調査依頼により各牧場の支援可能数量を報告した。</p> <p>センターで行う粗飼料生産については、北海道から九州にかけてそれぞれの気候風土に適した草種の中から国内育成優良品種を主体に作付けを行い、家畜改良センターの年間需要量を上回る 122% (TDNベース/令和3~6年の平均値) の生産を行い、<u>災害等における緊急の粗飼料支援 (令和3年度: 北海道における少雨被害)</u>に対応した。(再掲)</p> <p>自然災害、鳥インフルエンザ等発生の際に、農林水産省からの指示を受けて畜産経営支援協議会が整備し、センターで備蓄している資材(発電機、消石灰等)を提供できるよう、発電機の稼働点検、資材の在庫確認等を行った。</p> <p><u>令和6年能登半島地震(令和6年1月)発生の際には、農林水産省からの指示に従い、迅速に石川県への備蓄資材(発電機、水タンク等)の搬出を行った。このことについて、年初めかつ現地の状況が不明で余震も懸念された極めて厳しい状況の下、運送業者の手配は困難を極めたが、情報収集、運送業者の検索など懸命に行なったことにより、適切な業者の手配、調整、資材の積込みなどを迅速に行なうことができた。</u></p>	<p><評定と根拠></p> <p>「A」</p> <p>① 令和3年7月の北海道での少雨による粗飼料不足の支援として粗飼料ロールを紋別市、新得町に216個(97.2トン)を提供した。</p> <p>② 令和6年能登半島地震発生の際には、年初めの困難な状況下において、運送業者の手配、調整及び資材の積み込みなどを迅速に行ない、石川県への搬出を行った。</p> <p>以上のとおり、中期計画を上回る成果が得られたことから「A」評定とする。</p>	<p>評定</p> <p>A</p> <p><評定に至った理由></p> <p>自然災害により影響を受けた地域における畜産業の復興を支援するため、集中豪雨、台風及び地震等自然災害発生時や年度初め年末年始時期に農林水産省からの依頼により各牧場の粗飼料支援可能数量を報告したほか、農林水産省からの指示を受けて畜産経営支援協議会が整備し、センターで備蓄している資材(発電機、消石灰等)を提供できるよう、発電機の稼働点検、資材の在庫確認等を行った。</p> <p>その上で、令和3年7月には少雨による粗飼料不足の支援として、また令和6年能登半島地震発生の際には、年初めかつ物流が混乱する中、困難な状況下において、センターで備蓄している発電機等の資材について、運送業者の手配、調整及び資材の積み込みなどを迅速に行ない、石川県への搬出を行った。</p> <p>以上により、中期計画を上回る成果が得られたことから「A」評定とする。</p>

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
第1－7－（3）	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 7 センターの人材・資源を活用した外部支援 （3）作業の受託等							

2. 主要な経年データ							
② 主要なアウトプット（アウトカム）情報							
指標等	達成目標	基準値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
提供件数	—	82	74	87	107	123	
①生体材料、牧草等	—	74	67	68	92	106	
②家畜等の形質データ	—	1	7	6	—	2	
③土地・施設	—	3	—	8	8	7	
④技術指導・調査等	—	4	—	5	7	8	
* 1 基準値の欄は、前中期目標期間最終年度の実績値である。							

（注）②主要なインプット情報のうち財務情報は、第1－7の事務及び事業にかかる情報を、人員に関する情報は、法人全体の情報を記載しています。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価								
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価		
			業務実績	自己評価				
（3）作業の受託等 都道府県、大学、民間等から、家畜由来の温暖化効果ガスの削減等の全国的な視点からの飼養管理の改善や、家畜伝染性疾病をはじめとした家畜衛生に関する調査等に資するような、センターが飼養する家畜を用いた試験研究に関する協力依頼を受けた場合には、防疫措置等を考慮した上で、積極的に対応することとする。 【指標】 ○飼養管理の改善や家畜衛生に関する調査等に資するような、都道府県、大学、民間等からの協力依頼への対応実績	（3）作業の受託等 都道府県、大学、民間等から、飼養管理の改善や家畜衛生に関する調査をはじめとした全国的な視点から取り組む試験研究に関する協力依頼があった場合、センターが保有する家畜等のリソースを活用して貢献できるものについては、防疫措置等を考慮した上で、積極的に対応する。	<主な評価指標> 飼養管理の改善や家畜衛生に関する調査等に資するような、都道府県、大学、民間等からの協力依頼への対応実績	<主要な業務実績> 都道府県、大学、民間等から、全国的な視点等からの家畜改良、飼養管理の改善に資する育種改良に関する材料提供、調査の計画的な実施に係る協力依頼を受け、令和3年度から令和6年度までに、センターにおける防疫措置等を考慮した上で試験研究材料としてセンター保有家畜の種卵、牛乳等の生体材料の提供を333件、山羊の乳量、鶏の成績データ等の提供を15件、実習のための畜舎等の施設使用を23件、山羊の飼養管理に関する調査等を20件対応した。 加えて、共同研究等においては、提供した材料は論文投稿や学会発表に貢献している。	<評定と根拠> 「B」 中期計画どおり実施した。	評定	B	<評定に至った理由> 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。	

4. その他参考情報								

様式1-2-4-2 中期目標管理法人 中期目標期間 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
第2	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置							
当該項目の重要度、難易度	一	関連する政策評価・行政事業レビュー	一					
2. 主要な経年データ								
指標等	達成目標	基準値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	(参考情報)
3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価								
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価		
			業務実績	自己評価				
第4 業務運営の効率化に関する事項	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	<評価指標> 中項目の評定	<主要な業務実績> 1 一般管理費等の削減 B : 3点 2 調達の合理化 B : 3点 3 業務運営の改善 B : 3点 4 役職員の給与水準等 B : 3点	<評定と根拠> 「B」 平均点：3点	評定	B		
					<評定に至った理由> 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 (詳細は 77 頁～79 頁)			
4. その他参考情報								

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
第2-1	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためのとるべき措置							
当該項目の重要度、難易度	—		関連する政策評価・行政事業レビュー		—			

2. 主要な経年データ								
指標等	達成目標	基準値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	(参考情報)
一般管理費（決算額）	毎年度平均で対前年度比3%以上の抑制	144	139 ▲3%	135 ▲3%	130 ▲3%	127 ▲3%		単位：百万円 下段は対前年度比の抑制率
業務経費（決算額）	毎年度平均で対前年度比1%以上の抑制	799	791 ▲1%	782 ▲1%	774 ▲1%	767 ▲1%		単位：百万円 下段は対前年度比の抑制率
* 1 各年度の金額は、人件費、公租公課、出荷手数料等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費等を除いた運営費交付金の決算額である。								
* 2 基準値の欄は、前中期目標期間最終年度の実績値である。								

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価								
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価		
			業務実績	自己評価				
1 一般管理費等の削減 運営費交付金を充当して行う事業について、業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）については毎年度平均で対前年度比3%以上の抑制、業務経費（公租公課、出荷手数料等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）については毎年度平均で対前年度比1%以上の抑制に取り組むこととする。 【指標】 ○一般管理費削減率：前年度比3% ○業務経費削減率：前年度比1%	1 一般管理費等の削減 運営費交付金を充当して行う事業について、業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）については毎年度平均で対前年度比3%以上の抑制、業務経費（公租公課、出荷手数料等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）については毎年度平均で対前年度比1%以上の抑制に取り組む。	<主な評価指標> 一般管理費削減率 業務経費削減率	<主要な業務実績> 令和3年度から令和6年度における運営費交付金を充当して行う事業について、業務の見直し及び効率化を進めたものの、物価高騰によって経費が増大したために、施設の修繕や農機具の更新等も抑制することで、消費者物価指数及び自己収入調整額を除き、一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）については、毎年度対前年度比3%以上抑制し、業務経費（公租公課、出荷手数料等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）については、毎年対前年度比1%以上抑制し、計画どおり実施した。 一般管理費及び業務経費を抑制させるため効率的な予算執行を図った。 電気料について、基本料金に影響するデマンド値の推移を所内電子掲示板等に示し、職員のコスト縮減意識の向上を図るとともに、業務に支障のない範囲での節電の協力を求めた。	<評定と根拠> 「B」 運営費交付金を充当して行う事業について、業務の見直し及び効率化を進め、物価高騰の情勢の中でも中期計画どおり実施した。	評定 <評定に至った理由> 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。	B		

4. その他参考情報								

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
第2-2	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためのとるべき措置 2 調達の合理化							
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー						—

2. 主要な経年データ								
指標等	達成目標	基準値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	(参考情報)
契約監視委員会の開催	—	2回	2回	2回	2回	2回	—	—
競争性のある契約に占める一者応札・応募の割合	—	29.1%	31.4%	30.0%	33.7%	32.8%	—	件数ベース
* 基準値の欄は、前中期目標期間最終年度の実績値である。								

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価								
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価		
			業務実績	自己評価				
2 調達の合理化 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）等を踏まえ、公正かつ透明な調達手続による適正で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、センターが毎年度策定する「調達等合理化計画」に基づき、重点的に取り組む分野や、調達に関するガバナンスの徹底等について、着実に実施する。 また、随意契約については「独立行政法人の随意契約に係る事務について」（平成26年10月1日付け総管査第284号総務省行政管理局長通知）に基づき明確化した随意契約によることができる事由により、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施することとし、競争性のない随意契約を行う場合は、契約審査委員会を開催し、随意契約によることができる事由により真に随意契約であるかどうかの判断を行い、公正性・透明性を確保しつつ、合理的な調達を推進する。 さらに、監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会において、競争性のない随意契約の検証や、一般競争等について真に競争性が確保されているかの点検・見直しを行い、その結果を公表するとともに、「調達等合理化計画」に反映させ、更なる合理化を推進する。 【指標】 ○競争性のある契約に占める一者応札・応募の割合の低減に関する取組状況	2 調達の合理化 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）等を踏まえ、公正かつ透明な調達手続による適正で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、毎年度策定する「調達等合理化計画」に基づき、重点的に取り組む分野や、調達に関するガバナンスの徹底等について、着実に実施する。 また、随意契約については「独立行政法人の随意契約に係る事務について」（平成26年10月1日付け総管査第284号総務省行政管理局長通知）に基づき明確化した随意契約によることができる事由により、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施することとし、競争性のない随意契約を行う場合は、契約審査委員会を開催し、随意契約によることができる事由により真に随意契約であるかどうかの判断を行い、公正性・透明性を確保しつつ、合理的な調達を推進する。 さらに、監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会において、競争性のない随意契約の検証や、一般競争等について真に競争性が確保されているかの点検・見直しを行い、その結果を公表するとともに、「調達等合理化計画」に反映させ、更なる合理化を推進する。 【指標】 ○競争性のある契約に占める一者応札・応募の割合の低減に関する取組状況	<主な評価指標> 競争性のある契約に占める一者応札・応募の割合の低減に関する取組状況	<主要な業務実績> 毎年6月末までに調達等合理化計画*を策定・公表し、同計画において定めた重点的に取り組む分野、調達に関するガバナンスの徹底等について、着実に実施した。 また、年2回開催する契約監視委員会において、競争性のない随意契約の検証又は一般競争等について真に競争性が確保されているかの点検・見直しを行い、その結果を公表した。 さらに、競争性のない随意契約を行う場合は、契約審査委員会を開催し、随意契約によることができる事由に該当するか等の審査を経て契約を行った。 競争性のある契約に占める一者応札・応募の割合の低減に関する取組として、応札者の発掘、入札準備の早期化、公告期間の十分な確保及び業務の品質確保ができる必要最低限の仕様とする等の積極的な取組を進めたところ、地域によっては応札者が少ない等の条件下で、一者応札・応募について約3割の割合となった。 *) 調達等合理化計画の自己評価の詳細はホームページ内、調達情報>公表事項 (http://www.nlbc.go.jp/chotatsu_joho/kohyo/index.html)に掲載。	<評定と根拠> 「B」 中期計画どおり実施した。	評定 B	<評定に至った理由> 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。		

4. その他参考情報								

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
第2-3	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためのとるべき措置 3 業務運営の改善							
当該項目の重要度、難易度	—							

2. 主要な経年データ								
指標等	達成目標	基準値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	(参考情報)
ネット会議の利用回数	—	84回	114回	117回	94回	71回		
ウェブ会議の利用回数	—	107回	511回	384回	466回	619回		
* 基準値の欄は、前中期目標期間最終年度の実績値である。								

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価								
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価		
			業務実績	自己評価				
3 業務運営の改善 業務運営の改善を推進するため、「国の行政の業務改革に関する取組方針」（平成28年8月2日総務大臣決定）等を踏まえ、情報システム導入・更新時における業務の見直し及びネット会議システムの活用による業務の効率化に取り組むこととする。 情報システムの整備及び管理については、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り適切に対応するとともに、PMOの設置等の体制整備を行う。 【指標】 ○業務運営の改善への取組実績	3 業務運営の改善 業務運営の改善を推進するため、「国の行政の業務改革に関する取組方針」（平成28年8月2日総務大臣決定）等を踏まえ、情報システム導入・更新時には、業務と情報システムの関係を整理し、整備を計画的に行うとともに、手続きの簡素化、業務処理の迅速化など業務の見直しを行う。また、ネット会議システム等を活用し、本所及び牧（支）場間のネット会議等を実施することにより、業務の効率化を図る。 なお、情報システムの整備及び管理については、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り適切に対応するとともに、PMO（ポートフォリオ・マネジメント・オフィス）の設置等の体制整備を行う。	<主な評価指標> 業務運営の改善への取組実績	<主要な業務実績> ネットワーク管理システム、会計システム及び人事給与システムの更新に当たっては、業務と情報システムの関係を整理し、整備を計画的に行うとともに、手続きの簡素化、業務処理の迅速化などの業務見直しを行い、計画どおり実施した。 ネット会議システム等の活用については、ネット会議システムを利用した定期的な会議の開催や、ウェブ実施される会議等への積極的な参加に繋げるため、ソフトウェア導入等のサポート体制を強化し、経費節減及び利用者の業務の効率化を図った。 また、PMO設置等の体制整備については、令和6年7月にPMO設置規程を制定し、ITガバナンスの強化、情報システムの統一的かつ効率的な整備及び管理の推進体制等を整備した。	<評定と根拠> 「B」 中期計画どおり実施した。	評定 B	<評定に至った理由> 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。		

4. その他参考情報								

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第2-4	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためのとるべき措置 4 役職員の給与水準等
当該項目の重要度、難易度	—

2. 主要な経年データ								
指標等	達成目標	基準値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	(参考情報)

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
4 役職員の給与水準等 役職員の給与については、役員の業績や職員の勤務成績を考慮するとともに、国家公務員の給与、民間企業の役員の報酬、民間企業の従業員の給与等及び法人の業務の実績並びに職員の職務の特性及び雇用形態その他の事情を考慮した支給基準を定め、透明性の向上や説明責任の一層の確保のため、給与支給に当たっての基準、給与水準（ラスペイレス指数等）等の公表に取り組むこととする。 【指標】 ○毎年度の役職員の給与水準等の実績	4 役職員の給与水準等 役職員の給与については、役員の業績や職員の勤務成績を考慮するとともに、国家公務員の給与、民間企業の役員の報酬、民間企業の従業員の給与等及び法人の業務の実績並びに職員の職務の特性及び雇用形態その他の事情を考慮した支給基準を定め、透明性の向上や説明責任の一層の確保のため、給与支給に当たっての基準、給与水準（ラスペイレス指数等）等を公表する。	<主な評価指標> 毎年度の役職員の給与水準等の実績	<主要な業務実績> 役職員の給与については、役員の業績や職員の勤務成績を考慮するとともに、国家公務員・民間企業の役員・従業員の報酬・給与等を勘案して支給基準を定め、公表した。 役職員の毎年度の給与水準については、附帯決議等を踏まえた総務省通知に基づく情報公開により、給与支給に当たっての基本方針及び給与水準（ラスペイレス指数等）等について、公表を行った。	<評定と根拠> 「B」 中期計画どおり実施した。	評定 B <評定に至った理由> 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第3	第3 予算、収支計画及び資金計画

2. 主要な経年データ								
指標等	達成目標	基準値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	(参考情報)

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価								
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価		
			業務実績	自己評価				
第5 財務内容の改善に関する事項	第3 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	<評価指標> 中項目の評定	<主要な業務実績> 1 予算 2 収支計画 3 資金計画 4 決算情報・セグメント情報の開示 B : 3点 5 自己収入の確保 6 保有財産の処分	— — — B : 3点 B : 3点 B : 3点	<評定と根拠> 「B」 平均点： 3点	評定 B	<評定に至った理由> 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。	

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第3-1、2、3、4	第3 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 1 予算、2 収支計画、3 資金計画、4 決算情報・セグメント情報の開示

2. 主要な経年データ								
指標等	達成目標	基準値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	(参考情報)
運営費交付金（予算額）	—	7,025	8,091	7,834	7,453	7,393		単位：百万円
業務経費（予算額）	—	2,475	2,405	2,758	2,961	2,542		単位：百万円
一般管理費（予算額）	—	286	295	291	319	322		単位：百万円
人件費（予算額）	—	6,136	6,295	6,590	5,769	6,246		単位：百万円
*1 業務経費及び一般管理費は、農畜産物売扱代等の諸収入財源等を含む予算額である。								
*2 基準値の欄は、前中期目標期間最終年度の実績値である。								

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価								
中期目標		中期計画		主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
1 財務運営の適正化 中期目標期間における予算、収支計画及び資金計画を適正に計画するとともに、効率的な執行に取り組むこととする。 また、センターの財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報や一定の事業等のまとまりごとの適正な区分に基づくセグメント情報の開示の徹底に取り組むこととする。 【指標】 ○業務区分に基づくセグメント情報の公表実績		1 予算 2 収支計画 3 資金計画 <1～3：各表省略> 4 決算情報・セグメント情報の開示 センターの財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報や一定の事業等のまとまりごとの適正な区分に基づくセグメント情報を開示する。		<主な指標> 業務区分に基づくセグメント情報の公表実績	<主要な業務実績> 令和3年度から令和6年度において、一定の事業等のまとまりを単位とした予算、収支計画及び資金計画を策定することにより、中期計画に掲げる事務事業と予算の見積もりとの対応関係を明確にするとともに、決算との比較による計画の実施状況及び計画と実績の差について把握し、併せて、貸借対照表及び損益計算書の前年度比較を実施することで、主たる増減要因を明らかにした。	<評定と根拠> 「B」 中期計画どおりセグメント情報を開示した。	評定 <評定に至った理由> 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。	B

4. その他参考情報					
目的積立金等の状況					
(単位：百万円)					
	令和3年度 (初年度)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (最終年度)
前中期目標期間繰越積立金	67	43	21	11	
目的積立金	—	—	—	—	
積立金	—	120	250	424	
その他の積立金等	—	—	—	—	
運営費交付金債務	841	1,081	1,187	972	
当期の運営費交付金交付額（a）	8,091	7,834	7,453	7,393	
うち年度末残高（b）	841	632	753	538	
当期運営費交付金残存率（b ÷ a）	10.4%	8.1%	10.1%	7.3%	

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第3-5	第3 予算、収支計画及び資金計画 5 自己収入の確保

2. 主要な経年データ								
指標等	達成目標	基準値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	(参考情報)
受託収入（決算額）	—	195	182	218	244	225		単位：百万円
諸収入（決算額）	—	1,322	1,316	1,275	1,256	1,266		単位：百万円
* 基準値の欄は、前中期目標期間最終年度の実績値である。								

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価								
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価		
			業務実績	自己評価				
2 自己収入の確保 自己収入の確保に当たっては、事務及び事業の実施に伴い発生する畜産物等の販売、受託研究等の外部研究資金の獲得、受益者負担の適正化等により取組を進める。 特に、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)において、「法人の増収意欲を増加させるため、自己収入の増加が見込まれる場合には、運営費交付金の要求時に、自己収入の増加見込み額を充てて行う新規業務の経費を見込んで要求できるものとし、これにより、当該経費に充てる額を運営費交付金の要求額の算定に当たり減額しないこととする。」とされていることを踏まえ、本中期目標の方向に則して、適正に取り組むこととする。 【指標】 ○毎年度の自己収入額の実績	5 自己収入の確保 自己収入の確保に当たっては、事務及び事業の実施に伴い発生する畜産物等の販売、受託研究等の外部研究資金の獲得、受益者負担の適正化等により取組を進める。 特に、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)において、「法人の増収意欲を増加させるため、自己収入の増加が見込まれる場合には、運営費交付金の要求時に、自己収入の増加見込み額を充てて行う新規業務の経費を見込んで要求できるものとし、これにより、当該経費に充てる額を運営費交付金の要求額の算定に当たり減額しないこととする。」とされていることを踏まえ、本中期目標の方向に則して、適正に取り組むこととする。 【指標】 ○毎年度の自己収入額の実績	<主な評価指標> 毎年度の自己収入額の実績	<主要な業務実績> 事務及び事業の実施に伴い発生する畜産物等の販売、受託研究等の外部研究資金の獲得、受益者負担の適正化等により自己収入の確保に努めたことで、令和3年度から令和6年度までの各年度で、受託収入及び諸収入の合計予算額を上回る収入を確保した。予算額に対し増加した自己収入は、中期計画の方向に則して情報セキュリティの強化等、センターの基盤強化につながる取組に適切に対応した。	<評定と根拠> 「B」 中期計画どおり自己収入を確保してきた。	評定 B <評定に至った理由> 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。			

4. その他参考情報	

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第3-6	第3 予算、収支計画及び資金計画 6 保有資産の処分

2. 主要な経年データ								
指標等	達成目標	基準値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	(参考情報)

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
3 保有資産の処分 保有資産については、「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点について」（平成26年9月2日付け総管査第263号総務省行政管理局長通知）に基づき、保有の必要性を不斷に見直し、保有の必要性が認められないものについては、不要財産として国庫納付等を行うことに取り組むこととする。 【指標】 ○国庫納付等の実績	6 保有資産の処分 保有資産については、「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点について」（平成26年9月2日付け総管査第263号総務省行政管理局長通知）に基づき、土地・建物等の保有資産を最大限活用するため、毎年度、保有資産の利用状況を調査して保有の必要性を不斷に見直し、利用度の著しく低いものについては、有効利用の可能性や、経済合理性等の観点に沿って将来の利用見込み・保有の必要性等について検討を行い、保有の必要性が認められないものについては、不要財産として国庫納付や除去処分等を行う。	<主な評価指標> 国庫納付等の実績	<主要な業務実績> 保有財産の利用状況について、土地・建物等の保有資産を最大限活用するため、各牧場から毎年度毎に農機具管理台帳や減損兆候判定シートによる報告により確認し、保有の必要性を不斷に見直し、利用の低いものについては、有効利用の可能性、経済合理性等の観点に沿って将来の利用見込み、保有の必要性等について検討した。 検討した結果、保有の必要性が認められない建物、構築物及び車両運搬具等物品類については、不要財産として除去処分するなど計画どおり実施した。	<評定と根拠> 「B」 中期計画どおり実施した。	評定 B <評定に至った理由> 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報																
第4、第5、第6、第7	第4 短期借入金の限度額 第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 第6 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 第7 剰余金の使途															
2. 主要な経年データ																
指標等	達成目標	基準値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	(参考情報)								
3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価																
中期目標	中期計画				法人の業務実績・自己評価											
	第4 短期借入金の限度額 10億円 (想定される理由) 運営費交付金の受入れの遅延。				<主要な業務実績> 短期借入金の借入はなかった。											
	第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 なし				<主要な業務実績> なし											
	第6 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし				<主要な業務実績> なし											
	第7 剰余金の使途 剰余金の使途は、育種素材の導入、機械及び車両の更新・修理、施設の整備・改修、草地の整備・更新、情報セキュリティ関連システムの整備・改修、事務処理ソフトの導入等センター基盤の維持、強化を図るために必要な経費とする。				<主要な業務実績> 剰余金の使途に充てる積立金はなかった。											
4. その他参考情報																

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第8	第8 その他業務運営に関する重要事項

2. 主要な経年データ								
指標等	達成目標	基準値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	(参考情報)

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価								
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価		
			業務実績	自己評価				
第6 その他業務運営に関する重要事項	第8 その他業務運営に関する重要事項	<評価指標> 中項目の評定	<主要な業務実績> 1 ガバナンスの強化 A : 4点 2 人材の確保・育成 B : 3点 3 情報公開の推進 B : 3点 4 情報セキュリティ対策の強化 B : 3点 5 環境対策・安全衛生管理の推進 B : 3点 6 施設及び設備に関する事項 B : 3点 7 積立金の処分に関する事項 B : 3点	<評定と根拠> 「B」 平均点 : 3.1 ≈ 3点	評定 <評定に至った理由> 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 (詳細は 86 頁～94 頁)	B		

4. その他参考情報	

第8-1	第8 その他業務運営に関する重要事項 1 ガバナンスの強化
------	----------------------------------

2. 主要な経年データ								
指標等	達成目標	基準値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	(参考情報)
内部統制監視委員会の開催	2回以上	2回	2回	2回	2回	2回		
e ラーニングシステムによる職員教育の実施	1回以上	1回	2回	2回	3回	1回(学習方法の組み替え再編による効率化を実施)		
監事監査の実施	本所及び牧(支)場ごとに、2年に1回以上	6か所	6か所	6か所	6か所	6か所		全12か所

* 基準値の欄は、前中期目標期間最終年度の実績値である。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価						
	中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
	<p>1 ガバナンスの強化</p> <p>法令等を遵守しつつ適正に業務を行い、センターに期待される役割を適正に果たしていくため、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について（平成26年11月28日付け総管第322号総務省行政管理局長通知）に基づき業務方法書に定めた事項を適正に実行するとともに、理事長のリーダーシップの下で効率的・効果的な業務運営を推進するため、各役員の担当業務、権限及び責任を明確にし、役員による迅速かつ適正な意志決定が行われるよう、各業務に関する進行管理による十分な情報共有に取り組むこととする。</p> <p>また、法令遵守や倫理保持に対する役職員の意識向上を図るため、内部統制監視委員会で審議されたコンプライアンス推進計画に基づく取組の指示及び情報の周知に取り組むこととする。</p> <p>さらに、業務運営（総務事務を含む。）の横断的な点検を行うため、監事又は補助職員による内部監査の定期的な実施に取り組むこととする。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○内部統制監視委員会の開催実績 ○各場に対する内部監査の実施実績 ○内部監査を定期的に行うための補助職員の配置 ○e ラーニングシステムについて、法令遵守に係る職員教育の実施実績 	<p>1 ガバナンスの強化</p> <p>法令等を遵守しつつ適正に業務を行い、センターに期待される役割を適正に果たしていくため、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備について」（平成26年11月28日付け総管第322号総務省行政管理局長通知）に基づき業務方法書に定めた事項を適正に実行する。また、理事長のリーダーシップの下で効率的・効果的な業務運営を推進するため、各役員の担当業務、権限及び責任を明確にし、役員による迅速かつ適正な意志決定が行われるよう、業務運営に関する重要事項について定期的に役員会を開催して審議・報告を行い、必要に応じて牧場長会議等を開催するとともに、四半期毎に業務の進捗状況を取りまとめ、役員等によるモニタリングを実施するなどにより、各業務に関する十分な情報共有の取組を進めることとする。</p> <p>また、法令遵守や倫理保持に対する役職員の意識向上を図るため、内部統制監視委員会を毎年度、2回以上開催し、同委員会での審議結果を踏まえ、コンプライアンス推進計画に基づく取組の指示及び情報の周知徹底に取り組むとともに、e ラーニングシステムによる職員教育を毎年度、1回以上実施する。</p> <p>さらに、業務運営（総務事務を含む。）の横断的な点検を行うため、監事又は補助職員による内部監査を、本所及び牧（支）場ごとに、2年に1回以上行う。</p>	<p><主な評価指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 内部統制監視委員会の開催実績 各場に対する内部監査の実施実績 	(次頁)	(次頁)	(次頁)

	中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
	(前頁)	(前頁)	(前頁)	<p><主要な業務実績></p> <p>理事長のリーダーシップの下で効率的・効果的な業務運営を推進するため、定期的に役員会を開催（毎年度3回開催）し、業務運営に関する重要事項について審議・報告するとともに、必要に応じて役員意見交換会や牧場長会議を役員会前後に開催し、業務の進捗状況や懸案事項への対応等について確認を行った。</p> <p>進捗状況については、毎年度業務の四半期毎の行動計画を立て、その進捗状況を、四半期毎に取りまとめ、役員によるヒアリングを実施し、必要に応じ、次の四半期計画ならびに年度計画に改善点を反映させた。</p> <p>リスク管理については、業務の円滑な実施を阻害する危機が発生した際に迅速かつ的確な対応を図ることができるよう、リスク管理に係る規程に基づき策定したセンター全体のリスク管理対応計画等に沿って、リスクの管理を行い、リスク管理対応計画の見直し及びリスク管理対応状況の報告を実施した。見直しの例として、令和6年度に、内閣官房内閣サイバーセキュリティセンターが実施した令和5年度マネジメント監査の指摘事項を踏まえ、ネットワーク管理システムや遺伝的能力評価電子計算機システム等に係る情報漏洩及び同システムの停止の際の対応を追加した。</p> <p>全牧場等で飼養衛生管理に関する勉強会及び食の安全・リスク管理に関する講習会等を実施した。</p> <p>また、法令に基づき適正に施設・設備の管理・保全を行い、消防設備の点検及び避難訓練を適正に実施した。</p> <p>(監事監査及び内部監査の実施について)</p> <p>独立行政法人通則法や内規に基づき、監事による監事監査及び職員による内部監査を、それぞれ計画どおり当センターの本所及び11牧(支)場を2年間で一巡できるよう、その半数である6か所に対して実施した。</p> <p>なお、内部監査については、6か所のうち1か所において、休薬期間中であった家畜の食肉出荷事案の再発防止強化点検のため、家畜等に使用される薬品等及び使用対象家畜等の取扱規程の遵守体制及び、生乳の出荷における、食の安全に係るリスク管理強化の対応状況について監査する「特別監査」を実施した。</p> <p>(外部検査(会計検査院)及び外部監査(会計監査人(監査法人))への対応について)</p> <p>会計検査院(第4局農林水産検査第3課)による当センター2か所(本所、茨城牧場長野支場)への定期検査を受検した。また、独立行政法人通則法に基づく、会計監査人(監査法人)による監査を受けた。</p> <p>(コンプライアンスの推進について)</p> <p>1. 体制強化</p> <p>内部統制監視委員会は、政策評価・独立行政法人評価委員会の意見を受けて、センター内規に基づき設置した外部有識者によって構成された第三者委員会である。規定されたとおり、半期に1回、年度内計2回開催し、①監事及び内部監査、②外部検査及び外部監査、③職員教育及び外部委員会の開催等から成る内部統制推進取組状況について審議の上、次年度のコンプライアンス推進計画を策定した。</p> <p>本計画策定後は着実な推進が図られるよう、関係部署に対して、取組の呼びかけを行った。</p> <p>2. 職員教育</p> <p>(1) e ラーニングによる法令遵守等教育の実施</p> <p>テキストと理解度テストをセットとして毎年1回以上実施した。</p> <p>令和3及び4年度は、コンプライアンスに関する基礎知識の確認が1回、食の安全確保及び不適切事案再発防止に関する知識の確認が1回の計2回実施し、令和5年度は更に内部統制に関する知識の確認を1回増やして、計3回実施した。</p> <p>(2) 「畜産物の安全性に関する講習会」の実施</p> <p>令和3年度から令和5年度に食の安全に係る不適切事案再発防止を目的とした「畜産物の安全性に関する講習会」を実施し、各牧場において、外部有識者による特別講演、各場長自らの講演会及び全職員を対象としたグループ・ディスカッションやレポート提出を行った。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>「A」</p> <p>中期計画に基づき、次の事項を予定どおり実施した。</p> <p>① 役員会を年3回開催し、業務運営に関する重要事項について審議・報告するとともに、役員意見交換会を必要に応じて開催し、センターをめぐる情勢について意見交換を行った。</p> <p>② 牧場長会議を年3回開催し、理事長のリーダーシップの下で業務の進捗状況や懸案事項への対応等について確認を行った。</p> <p>③ 監事監査及び内部監査の実施</p> <p>監事監査及び内部監査については、関係法令や内規に基づき、それぞれ計画どおり当センターの本所及び11牧(支)場を2年間で一巡できるよう、その半数である6か所に対して実施した。</p> <p>④ 外部検査(会計検査院、会計監査人(監査法人))への対応</p> <p>会計検査院による定期検査及び会計監査人(監査法人)による監査に対応した。</p> <p>⑤ 内部統制監視委員会の開催への対応</p> <p>規程に基づき、年度内計2回開催し、本委員会において、①監事及び内部監査、②外部検査及び監査、③職員教育及び外部委員会の内部統制推進取組状況について審議し、次年度のコンプライアンス推進計画を策定した。本委員会の事務運営を行い、策定した計画に基づいてコンプライアンスを推進するよう、関係部署に対して呼びかけを行った。</p> <p>⑥ e ラーニングによる法令遵守等教育の実施</p> <p>テキストと理解度テストをセットとして毎年1回以上実施した。</p> <p>令和3及び4年度は、コンプライアンスに関する基礎知識の確認が1回、食の安全確保、不祥事再発防止に関する知識の確認が1回の計2回実施し、令和5年</p>	<p>評定</p>	<p>A</p> <p><評定に至った理由></p> <p>中期計画に基づき、役員会、牧場長会議、監事監査、内部監査、外部検査(会計検査院、外部監査法人)、内部統制監視委員会、e ラーニングによる法令遵守等教育を毎年度計画以上に実施したほか、中期期間において内容の見直しも行った。特に、令和6年度には、コンプライアンス意識の向上のため、「内部統制の視点を踏まえた食の安全及び業務品質向上に資する法令等遵守教育」として複数の牧場間で職員交流を伴う各牧場での防疫演習の他、「外部有識者による講習会」を実施した。</p> <p>以上により、中期計画を上回る成果が得られたことから「A」評定とする。</p>

	<p>(3) 「内部統制の視点を踏まえた食の安全及び業務品質向上に資する法令等遵守教育」の実施</p> <p>近年、当センターにおいて複数の不適切事案が発生したことから、その再発防止学習「内部統制の視点を踏まえた食の安全及び業務品質向上に資する法令等遵守教育」を令和6年度に実施し、内部統制の強化を図った。</p> <p>本学習は、前述した「畜産物の安全性に関する講習会」を前身としているが、類似の内容の繰り返しによる学習効果の薄れを懸念したことから、令和6年度は、学習内容の見直しを行い、座学のみならず、実地学習を取り入れた体系的な学習カリキュラムを導入し、学習効果の向上を図った。</p> <p>具体的には、従前から職員へのコンプライアンス意識の向上を目的として、テキストと理解度テストをセットとして毎年1回以上実施してきたeラーニングを、この再発防止学習の導入として活用し、全職員のコンプライアンス基礎知識の定着を図った。その上で、複数の牧場間で職員交流を行なながら各牧場で防疫演習を行い、受講者は相互に業務のあり方やリスク対策について学び合い、得た気付きを自身の職場に持ち帰り、他の職員と共有・議論し、現場にフィードバックするという、より高い意識をもって主体的に取り組める教育を実施した。この取組は、職員一人ひとりが能動的にコンプライアンスや内部統制について考えるきっかけとなり、業務運営におけるリスク低減等の改善に寄与した。</p> <p>(4) 外部専門家(大学教授)による講習会の実施</p> <p>センターは独立行政法人で、組織自体や、その業務が更に効率的・効果的に前進し、今まで以上に社会的に求められる組織となる必要があるが、他に比較するに適当な者がいないことなどから、所内のことだけに目を向け、外部環境の動向に鈍感になる「内向き志向」になりがちな危うさがあることから、国立大学法人宮崎大学教授から、同大学での予算や人員管理等に関するコンプライアンス事情についての講演を企画・実施し、職員一人ひとりが、自身や職場のコンプライアンスのあり方について見つめなおす機会作りをした。</p>	<p>度は更に内部統制に関する知識の確認を1回増やして、計3回実施した。</p> <p>更に、上記の第5中期計画事項に加え、不適切事案の再発防止と職員のコンプライアンス意識の向上を念頭に、令和3年度に新たな職員教育カリキュラム「畜産物の安全性に関する講習会」を導入し、更に令和6年度に教育効果の向上を狙い大幅なカリキュラムの見直しを行い、「内部統制の視点を踏まえた食の安全及び業務品質向上に資する法令等遵守教育」に発展させた。その上、「外部有識者による講習会」を実施し、外部の取組や状況に照らして、自身や職場のコンプライアンスのあり方について見つめなおす機会作りをし、職員一人ひとりが主体的に内部統制に関する意識の醸成に寄与した。</p> <p>以上のとおり、中期計画を上回る成果が得られた。</p>
--	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第8-2	第8 その他業務運営に関する重要事項 2 人材の確保・育成

2. 主要な経年データ								
指標等	達成目標	基準値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	(参考情報)
職員採用に係る独自試験の実施実績（実施回数）	一		8回	7回	9回	9回		
女性職員の登用実績（管理職に占める女性労働者の割合）	10%以上		13.8%	12.9%	14.5%	15.7%		

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価						
	中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
	<p>2 人材の確保・育成</p> <p>人事評価を通じて職員個々の能力や実績等を適正に把握し適材適所の人事配置を推進することにより、職員の意欲向上を図るとともに、国際学会での発表や留学等を通じ海外の技術革新と競争できる技術力を持った人材育成に取り組むこととする。</p> <p>また、情報セキュリティ対策をはじめとした高い専門性を持つ人材の確保のための採用試験の実施や、人材の確保・育成に関する方針を定めた関連規程に基づく、法人内資格制度を活用した飼養管理技術等の高度化、農林水産省や他の独立行政法人等との人事交流や研修等を行うことにより必要な人材の育成を図るとともに、「独立行政法人等における女性の登用推進について」（平成26年3月28日付け閣総第175号及び府共第211号内閣官房内閣総務官、内閣府男女共同参画局長通知）を踏まえ、女性登用に向け取り組むこととする。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○人材確保に係る人事評価、農林水産省等との人事交流、職員採用に係る独自試験の実施実績 ○人材育成に係る職員研修、内部資格制度に係る試験の実施実績 ○女性職員の登用実績 	<p>2 人材の確保・育成</p> <p>人事評価が適切に実施されるよう評価者研修を含めた実施体制を整備し、人事評価を通じて職員個々の能力や実績等を的確に把握することにより、適材適所の人事配置や人材育成の推進及び職員の意欲向上を図るとともに、国際学会での発表や留学等を通じ海外の技術革新と競争できる技術力を持った人材育成を推進する。</p> <p>また、業務の円滑な運営を図るため、家畜改良や飼養管理に関する技術、情報セキュリティ分野などにおけるノウハウを踏まえた採用による人材の確保や、法人内資格制度を活用した飼養管理技術等の高度化、農林水産省や他の独立行政法人等との人事交流、業務に必要な能力・技術水準を向上させるための研修等を行うことにより必要な人材の確保・育成を図るとともに、「独立行政法人等における女性の登用推進について」（平成26年3月28日付け閣総第175号及び府共第211号内閣官房内閣総務官、内閣府男女共同参画局長通知）を踏まえ、女性の登用に向けた取組を推進する。</p>	(次頁)	(次頁)	(次頁)	(次頁)

中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
(前頁)	(前頁)	<p><主な評価指標></p> <p>人材確保に係る人事評価、農林水産省等との人事交流、職員採用に係る独自試験の実施実績</p> <p>人材育成に係る職員研修、内部資格制度に係る試験の実施実績</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>人事評価が適切に実施されるよう新たな評価者に対し、評価者研修を実施した。また、評価者に対して、人事評価マニュアルを周知することにより、適切に人事評価を実施できる体制を整備するとともに、人事評価を通じて職員個々の能力や実績等を的確に把握し、適材適所の人事配置や人材育成を実施した。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の5類移行を踏まえ、自粛していた海外渡航を令和5年度より再開し、国際学会へは、O E C D種子スキーム年次総会、I C A R (International Committee for Animal Recording: 家畜の能力検定に関する国際委員会)・インターブル年次総会、The 75th EAAP Annual Meeting: 第75回ヨーロッパ畜産学会及びI E T S (International Embryo Transfer Society: 国際胚技術学会)へ参加させた他、乳用牛遺伝資源調査のために米国等へ、種子検査技術と品種証明の現地調査のためにオーストラリア及びニュージーランドへそれぞれ職員を派遣する機会を設け、海外の技術革新と競争できる技術力を持った人材育成を推進した。</p> <p>農林水産省や他の独立行政法人等との間で人事交流を実施し、必要な人材の確保を図った。また、職員の採用に当たっては、独自試験（経験者採用を含む。）を実施し、必要な人材を確保した。</p> <p>業務に必要な能力や技術水準を向上させるため、採用時や職務経験等に応じて実施する管理・事務関係研修、中堅技術者職員研修や家畜人工授精講習会及び技術専門職員の技術取得のための業務高度化研修などの技術向上を目的とした研修のほか、安全衛生・施設管理関係研修について、幅広い職種の職員に対して、きめ細やかに各種研修を設けるとともに、内部資格制度に係る試験を実施し、人材の育成を図った。</p> <p>「独立行政法人等における女性の登用推進について」を踏まえ、女性の管理職への登用については、「独立行政法人家畜改良センター女性参画拡大計画」に基づく目標値である「10%以上」に対して、目標値を超える水準を達成したうえで公表を行った。また、令和4年度からの取組として、女性を始めとした多様な人々の能力を最大限に引き出すことを目的とした「職員活躍セミナー」を本所で年1回開催、セミナーは各牧場へも配信を行い、外部講師による講義やパネルディスカッション等を通じて、職員が能力を発揮できる組織としていくうえでの意識醸成を図った。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>「B」</p> <p>中期計画どおり実施した。</p>	<p>評定</p> <p>B</p> <p><評定に至った理由></p> <p>自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</p>

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第8-3	第8 その他業務運営に関する重要事項 3 情報公開の推進

2. 主要な経年データ								
指標等	達成目標	基準値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	(参考情報)

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
3 情報公開の推進 公正な法人運営を実施し、法人に対する国民の信頼を確保する観点から、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）等に基づき、適正な情報公開に取り組むこととする。 【指標】 ○法人情報の公開実績	3 情報公開の推進 公正な法人運営を実施し、法人に対する国民の信頼を確保する観点から、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）等に基づき、適切に情報公開を行う。	<主な評価指標> 法人情報の公開実績	<主要な業務実績> 各年度の財務諸表及び事業報告書等について、独立行政法人通則法の規定に基づき公表した。その他法令等により公開が義務付けられている情報について、ホームページ等を通じて適切に情報公開を行った。	<評定と根拠> 「B」 中期計画どおり実施した。	評定 B <評定に至った理由> 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第8-4	第8 その他業務運営に関する重要事項 4 情報セキュリティ対策の強化

2. 主要な経年データ								
指標等	達成目標	基準値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	(参考情報)

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
4 情報セキュリティ対策の強化 サイバーセキュリティ基本法 (平成 26 年法律第 104 号) 第 25 条第 1 項に基づく「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」を踏まえ、関係規程等を適時適正に見直すとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組むこととする。 また、対策の実施状況を把握し、P D C A サイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図るとともに、個人情報の保護に取り組むこととする。 【指標】 ○情報セキュリティ対策（教育・訓練、対処体制・手順の整備等）の実施実績	4 情報セキュリティ対策の強化 サイバーセキュリティ基本法 (平成 26 年法律第 104 号) 第 25 条第 1 項に基づく「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」を踏まえ、情報セキュリティ・ポリシーを始めとする関係規程を適時適切に見直すとともに、これに基づき適切に情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化を進める。 また、対策の実施状況を把握し、P D C A サイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図るとともに、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）等に基づき、個人情報の保護に取り組む。	<主な評価指標> 情報セキュリティ対策（教育・訓練、対処体制・手順の整備等）の実施実績	<主要な業務実績> 政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティ・ポリシーを始めとする関係規程の見直し及び改正を行うとともに、これに基づき適切に情報セキュリティ対策を講じた。 また、標的型攻撃メール訓練やセキュリティ監査等を実施し、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組むとともに、これらの実施状況を把握し、P D C A サイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図った。 なお、令和 5 年度 N I S C 監査（マネジメント監査）結果通知（令和 6 年 5 月 22 日受理）において、改善計画の実行面において著しい問題があることを示している旨の指摘がなされたが、令和 6 年度及び令和 7 年度の対応方針を報告し、適切に対応した。	<評定と根拠> 「B」 中期計画どおり実施した。	評定 B <評定に至った理由> 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第8-5	第8 その他業務運営に関する重要事項 5 環境対策・安全衛生管理の推進

2. 主要な経年データ								
指標等	達成目標	基準値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	(参考情報)

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
5 環境対策・安全衛生管理の推進 化学物質、生物材料等の適正管理等により業務活動に伴う環境への影響に十分な配慮を行うとともに、環境負荷低減のためのエネルギーの有効利用及びリサイクルの促進等に積極的に取り組むこととする。 また、職場における事故等を未然に防止するため安全衛生管理に関する取組を推進するとともに、自然災害やヒトの感染症等による緊急時の業務運営体制や対策の整備に取り組むこととする。 【指標】 ○環境負荷の低減に向けた取組の実績 ○危機管理体制の整備実績	5 環境対策・安全衛生管理の推進 化学物質・生物材料等の適正管理等により、業務活動に伴う環境への影響に十分な配慮を行うとともに、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）に基づき、環境物品等の調達の推進を図るための方針を策定するなど、環境負荷低減のためのエネルギーの有効利用及びリサイクルの促進等に積極的に取り組む。 また、職場における事故等を未然に防止するため、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等に基づく安全衛生管理に関する取組を推進するとともに、自然災害やヒトの感染症等による緊急時の業務運営体制や対策の整備を進める。	<主な評価指標> 環境負荷の低減に向けた取組の実績 危機管理体制の整備実績	<主要な業務実績> 環境物品等の調達の推進を図るための方針を策定・公表し、適合商品の積極的な購入、電気使用量等の推移に係る職員への周知、こまめな消灯、裏紙使用、リサイクルの推進等に積極的に取り組んだ。さらに、環境報告書を作成しホームページで公表した。 令和4年度に牧場で発生した労働災害による死亡事故を受け、理事長のリーダーシップの下で令和5年度に安全衛生管理規程を改正し安全衛生に係る管理体制を見直すとともに、労働災害防止に向けセンター全体の安全対策の拡充・強化策を盛り込んだ安全衛生年間計画を策定し、計画に沿って作業手順書の作成、四半期に一度の作業方法の遵守状況点検、安全パトロール、安全衛生教育の実施や安全な作業環境の確保及び健康管理の確保等を実施した。 安全衛生委員会を毎月開催し、各職場の職員からの安全衛生に係る意見聴取の実施と検討、労働災害発生状況、保護具着用状況点検の報告等により、労働災害防止の推進と職員の安全意識の啓発に努めた。 令和5年度から、年間計画に基づき3牧場で労働安全衛生コンサルタントによる安全衛生診断を実施し、その診断結果を本所及び各牧場に共有し、現状の確認及び作業環境の改善を行った。 自然災害やヒトの感染症等による緊急時の連絡体制について適宜更新し、業務運営体制を維持した。	<評定と根拠> 「B」 中期計画どおり実施した。	評定 B <評定に至った理由> 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第8-6、7	第8 その他業務運営に関する重要事項 6 施設及び設備に関する事項 、 7 積立金の処分に関する事項

2. 主要な経年データ								
指標等	達成目標	基準値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	(参考情報)

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価								
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価		
			業務実績	自己評価				
6 施設及び設備に関する事項 本中期目標の達成及び安全かつ効率的な業務実施を確保するため必要な施設及び設備の計画的な整備に取り組むこととする。	6 施設及び設備に関する事項 本中期計画の達成及び安全かつ効率的な業務実施を確保するため、業務実施上の必要性や、既存施設・設備の老朽化等を勘案して、施設及び設備を計画的に整備・改修する。 <表省略>	<評定基準> A: 困難度を高く設定した目標について、目標の水準を満たしている。 B: 目標の水準を満たしていない。 C: 目標の水準を満たしていない。 D: 目標の水準を満たしておらず、抜本的な業務の見直しが必要である。	<主要な業務実績> 十勝牧場において、肉用繁殖牛舎、乳用種雄牛舎、種子精選施設及び種子乾燥施設の新築工事を行った。 奥羽牧場において、受精卵処理施設及び乾草舎の新築工事を行った。 岩手牧場において、受精卵処理施設、女性職員管理棟及び搾乳施設の新築工事を行った。 茨城牧場において、更衣シャワー室の新築工事を行った。 長野支場において、種子乾燥場の新築工事を行った。 兵庫牧場において、第1育成舎及び第18種鶏舎の新築工事を行った。 鳥取牧場において、第5種雌牛舎の解体工事を行うとともに、受精卵処理施設の新築工事を行った。 熊本牧場において、種子乾燥舎の新築工事を行うとともに、種子精選用集塵機の設置工事を行った。 宮崎牧場において、肉用繁殖牛舎、受精卵処理施設及び新種豚舎の新築工事を行うとともに、種雌豚舎の改修工事を行った。 なお、茨城牧場において進めた第2分娩豚舎新築等工事業務については、工事の入札を行った結果、不落となり、その後の事業計画が見通せない状況となつたため、当該事業の遂行は困難となつた。	<評定と根拠> 「B」 業務実施上の必要性や、既存施設・設備の老朽化等を勘案して、施設及び設備を計画的に整備・改修した。	評定	B	<評定に至った理由> 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。	
	7 積立金の処分に関する事項 前中期目標期間繰越積立金は、前中期目標期間までに自己収入財源で取得し、当中期目標期間へ繰り越した有形固定資産の減価償却に要する費用等に充当する。		<主要な業務実績> 前中期目標期間から当中期目標期間へ繰り越した前中期目標期間繰越積立金は、前中期目標期間までに自己収入財源で取得し、当中期目標期間へ繰り越した有形固定資産の減価償却に要する費用等に、計画どおり充当した。					